

第百七十三回国
参議院外交防衛委員会會議録第四号

平成二十一年十一月二十六日(木曜日)

午後四時二十二分開会

委員の異動

十一月二十日

辞任

徳永 久志君

補欠選任

峰崎 直樹君

十一月二十四日

辞任

峰崎 直樹君

補欠選任

徳永 久志君

十一月二十六日

辞任

犬塚 直史君

補欠選任

神本美恵子君

徳永 久志君

中谷 智司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田中 直紀君

喜納 昌吉君

佐藤 公治君

山根 隆治君

大石 尚子君

神本美恵子君

北澤 俊美君

榛葉賀津也君

中谷 智司君

福山 哲郎君

浜田 昌良君

井上 哲士君

山内 徳信君

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

岡田 克也君

北澤 俊美君

副大臣

外務副大臣

防衛副大臣

事務局側

常任委員会専門

員

堀田 光明君

本日

の会議に付した案件

○防衛省の職員

の給与等に関する法律等の一部を

改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便

連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条

約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○郵便送金業務に関する約定の締結について承認

を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に

関する条約の締結について承認を求めるの件

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田中直紀君) ただいまから外交防衛委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、徳永久志君及び犬塚直史君が委員を辞任

され、その補欠として中谷智司君及び神本美恵子

君が選任されました。

○委員長(田中直紀君) 防衛省の職員

の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。北澤防衛

大臣。

○国務大臣(北澤俊美君) ただいま議題となりま

した防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部

を改正する法律案について、その提案理由及び内

容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、この度提出された一般職の職員
の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に
準じて防衛省職員の給与について所要の措置を講
ずるものであります。

すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じ
て、若年層及び医師又は歯科医師である自衛官を
除く自衛隊教官及び自衛官の俸給月額を改定する
こととしております。

第二点は、防衛大学校及び防衛医科大学校の学
生並びに陸上自衛隊の学校の生徒の期末手当につ
いて、支給月数を年間〇・三か月分引き下げるこ
ととしております。

そのほか、一般職の職員と同様に、十二月期に
おける期末手当の特例措置として、本年四月以降
の官民較差解消のための減額調整を行うこととし
ております。

なお、事務官等の俸給月額の改定、自宅に係る
住居手当の廃止並びに期末手当及び勤勉手当の支
給月数の引下げについては、一般職の職員の給与
に関する法律の改正によつて、一般職の職員と同
様の改定が防衛省職員についても行われることと
なります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要
であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら
んことをお願いいたします。

○委員長(田中直紀君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま
す。

について承認を求めるの件及び南東大西洋におけ
る漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結に
ついて承認を求めるの件、以上三件を一括して議
題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。岡田
外務大臣。

○国務大臣(岡田克也君) ただいま議題となりま
した万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵
便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条
約の締結について承認を求めるの件につきまし
て、提案理由を御説明いたします。

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便
連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約
は、平成二十年八月十二日にジュネーブにおいて
開催された万国郵便連合の大会議において作成さ
れたものであります。

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便
連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約
は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関
する事項についての所要の変更を加えるため、万
国郵便連合憲章及び万国郵便連合一般規則を改正
し、現行の万国郵便条約を更新するものでありま
す。

我が国がこれらの文書を締結することは、引き
続き万国郵便連合の加盟国として活動し、及び国
際郵便業務を適切に実施するために極めて重要で
あります。

よつて、ここに、これらの文書の締結について
御承認を求める次第であります。

次に、郵便送金業務に関する約定の締結につい
て承認を求めるの件につきまして、提案理由を御
説明いたします。

この約定は、平成二十年八月十二日にジュネー
ブにおいて開催された万国郵便連合の大会議にお
いて作成されたものであります。

この約定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであります。
我が国がこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を適切に実施するために極めて重要であります。

よって、ここに、この約定の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。
この条約は、平成十三年四月にウイントフックにおいて開催された南東大西洋漁業機関の設立のための条約に関する会合において採択されたものであります。

この条約は、南東大西洋における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、漁業資源の保存及び管理のための機関を設立すること等について定めるものであります。

我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(田中直紀君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、沖縄県・辺野古への新基地建設の白紙撤回と普天間基地の即時撤去を求めることに関する請願(第二七五号)(第二八七号)(第二九〇号)

第二七五号 平成二十一年十一月十日受理
沖縄県・辺野古への新基地建設の白紙撤回と普天間基地の即時撤去を求めることに関する請願
請願者 京都市上京区坤高町七六ノ二〇
五 中原耕 外二百五十名

紹介議員 山内 徳信君

日米両国は、沖縄県名護市辺野古の海を埋め立てて米軍基地を建設しようとしている。一九九五年に沖縄で一人の女の子がアメリカ兵によって集団でレイプされ、それに怒った沖縄の人たちにより抗議が巻き起こった。その後、普天間基地が閉鎖されることが決まったが、代わりに新しい基地を辺野古に造る計画が持ち上がった。戦闘機の騒音や排気ガス、あるいは殺人などの犯罪を含む米兵による暴力に沖縄の人々はさらされ続け、二〇〇四年には普天間基地を飛び立ったヘリコプターが沖縄国際大学に墜落し、住民を死の恐怖へと陥れた。一九九七年の名護市民投票では、新基地建設反対の票は過半数を超えたが、日米両国はこの民意を無視して計画を進めてきた。辺野古の海には、絶滅危惧種のジュゴンが住むことに象徴されるように、豊かな生態系がある。日本には戦争を行うことを禁じた憲法第九条があり、沖縄の人々に基地被害を押し付け、アメリカの基地を日本政府が建設することは、憲法に違反している。

一、沖縄県名護市辺野古への米軍基地建設計画を白紙撤回すること。
二、普天間基地を無条件に、即時全面撤去すること。

第二八七号 平成二十一年十一月十一日受理
沖縄県・辺野古への新基地建設の白紙撤回と普天間基地の即時撤去を求めることに関する請願

請願者 京都市山科区大塚丹田九ノ三八
松本修 外二百五十名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二七五号と同じである。

第二九〇号 平成二十一年十一月十一日受理
沖縄県・辺野古への新基地建設の白紙撤回と普天間基地の即時撤去を求めることに関する請願
請願者 京都市左京区高野清水町五七ノ三
ノ二〇 三保谷翔子 外二百五十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二七五号と同じである。

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(第四四二号)(第四四三号)
二、グアム移転協定反対に関する請願(第四六九号)

第四四二号 平成二十一年十一月十九日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町桃山ノ九ノ一五 塩田宣子 外一万三千三百七十二名

紹介議員 糸数 慶子君

女性差別撤廃条約選択議定書は、一九九九年の国連総会で採択され、九六か国が批准しているが、日本政府は司法権の独立を侵すおそれを理由に、いまだ批准していない。選択議定書は、締約国の個人又は個人の集団に直接申立てできる権利を与え、国連は通報に基づいて調査、審議を行い、当事国・政府に「勧告」できるとするなど、女性差別の撤廃を促進するために有効な内容を定めている。我が国において、女性に対する差別は今なお根深く存在しており、世界経済フォーラム二〇〇八年版の世界男女格差報告によると、日本は二一〇か国中九八位に後退し、女性差別の是正が国際的に見ても後れていることを示している。

国連女性差別撤廃委員会、日本政府に対して選択議定書の批准を勧告しており、八月に公表された日本政府への勧告(第六次政府報告書の審議結果)では、日本政府の取組が不十分として、二年以内に実施状況の詳細な報告提出を要請している。選択議定書の批准は、日本における女性差別撤廃の取組の強化を促し、男女共同参画社会の形成を促進するものであり、政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を二二世紀の最重要課題と位置付けている。

一、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。
二、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(第四四二号)と同じである。

第四四三号 平成二十一年十一月十九日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願
請願者 北九州市八幡西区楠橋南二ノ二一ノ四一 松井千枝 外一万五千三百三十九名

紹介議員 山内 徳信君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第四六九号 平成二十一年十一月十九日受理
グアム移転協定反対に関する請願
請願者 札幌市東区北七条東四ノ三ノ一 越智幸子 外百十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇六号と同じである。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
二、郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件
三、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件
四、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

万国郵便連合憲章の第八追加議定書

ジュネーブにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条の二の規定にかんがみ、批准を条件として、同意章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第一条の二を次のように改める。

第一条の二 定義

1 万国郵便連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1 「郵便業務」とは、連合の機関が定める範囲のすべての郵便業務をいい、郵便物の取集、区分、送達及び配達を確保することによつて加盟国の一定の社会的及び経済的目的を達成することを主たる業務とする。

1.2 「加盟国」とは、次条に規定する条件を満たす国をいう。

1.3 「単一の郵便領域」とは、万国郵便連合の文書の締約国が、継越しの自由を尊重した上で通常郵便物の相互交換を確保し、及び他の領域又は地域からの継越郵便物を差別することなく自国の郵便物と同様に取り扱い義務を負う領域をいう。

1.4 「継越しの自由」とは、仲介加盟国が、内国制度における郵便物に対する取扱いと同様の取扱いに、他の加盟国への継越しのために引き渡された郵便物を送達することを確保する原則をいう。

1.5 「通常郵便物」とは、万国郵便条約に規定するものをいう。

1.6 「国際郵便業務」とは、連合の文書によつて規律されるすべての郵便業務をいう。

1.7 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するため、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.8 「留保」とは、加盟国が、連合の文書（憲章及び一般規則を除く。）の規定の自国への適用上その法的効果を排除し、又は変更することを意図する例外事項をいう。いずれの留保も、前文及び前条に規定する連合の趣旨及び目的と両立するものでなければならぬ。留保については、正当な理由を有するものとし、及び当該留保が対象とする文書の承認に必要な多数によつて承認されなければならない。また、当該文書に係る最終議定書に規定する。

第二条

憲章第四条を次のように改める。

第四条 例外的関係

自国の指定された事業体が連合に含まれない地域と業務連絡がある加盟国は、他の加盟国の仲介者となるものとする。条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第三条

憲章第八条を次のように改める。

第八条 限定連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、限定連合を設立し、及び国際郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となつていない文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 限定連合は、連合の大会議、小会議その他の会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会

にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第四条

憲章第十一条を次のように改める。

第十一条 連合への加入又は加盟、手続

1 国際連合加盟国は、連合に加入することができる。

2 国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3 連合への加入又は加盟請求の文書は、憲章その他連合の義務的な文書への加入の正式の宣言を伴わなければならない。その加入又は加盟請求の文書は、関係国政府が国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加入を通告し、又は加盟請求について加盟国に諮問する。

4 国際連合加盟国でない国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合員として加盟したものとされる。諮問の日から起算して四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

5 加入又は連合員としての加盟は、国際事務局長が加盟国政府に通告する。加入又は加盟は、その通告の日から効力を生ずる。

第五条

憲章第二十二条を次のように改める。

第二十二条 連合の文書

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とし、留保の対象とならない。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とし、留保の対象とならない。

3 万国郵便条約、通常郵便に関する施行規則

及び小包郵便に関する施行規則は、国際郵便業務に適用される共通の規則並びに通常郵便業務及び小包郵便業務に関する規定を内容とする。これらの文書は、すべての加盟国について義務的な文書とする。加盟国は、自国の指定された事業体が、条約及びこれらの施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

4 連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国間の業務（通常郵便業務及び小包郵便業務を除く。）を規律する。約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国のみを拘束する。当該締約国である加盟国は、自国の指定された事業体が、約定及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

5 3及び4に規定する施行規則は、条約及び約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、大会議において行われた決定を考慮して、郵便業務理事会が定める。

6 3から5までに規定する連合の文書に場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。

第六条

憲章第二十五条を次のように改める。

第二十五条 連合の文書への署名並びにこれらの文書の承認

1 大会議が作成した連合の文書には、加盟国の全権委員が署名する。

2 施行規則については、郵便業務理事会の議長及び事務局局長が認証する。

3 憲章については、署名国ができる限り速やかに批准する。

4 憲章以外の連合の文書の承認は、各署名国の憲法上の規則に従つて行われる。

5 いずれかの加盟国が憲章を批准せず、又はその署名したその他の文書を承認しない場合にも、憲章及びその他の文書は、これらを批

准し、又は承認した加盟国に関しては、効力を害されることがない。

第七条

憲章第二十九条を次のように改める。

第二十九条 議案の提出

1 加盟国は、自国が締約国となつてゐる連合の文書に関する議案を大会議に、又は大会議から大会議までの間において提出する権利を有する。

2 もつとも、憲章及び一般規則に関する議案は、大会議にのみ提出することができる。

3 また、施行規則に関する議案は、郵便業務理事会に直接提出するものとする。ただし、当該議案は、国際事務局が事前にすべての加盟国及びすべての指定された事業体に通報しなければならない。

第八条

憲章第三十二条を次のように改める。

第三十二条 仲裁

連合の文書の解釈又はその適用から生ずる加盟国の責任に関し、二以上の加盟国の間に紛議が生じた場合には、係争問題は、仲裁により解決する。

第九条

この追加議定書その他の連合の文書への加入

1 この追加議定書に署名しなかつた加盟国は、いつでもこれに加入することができる。

2 連合の文書の締約国である加盟国で大会議によるその文書の更新の後これに署名しなかつたものは、できる限り速やかにこれに加入する。

3 1及び2の場合の加入書は、国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通報する。

第十条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二十年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、

これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千八年八月十二日にジュネーブで作成した。

万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

ジュネーブにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第一百一條の次の一條を加える。

第一百一條の二 大会議の職務

1 大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。

1.1 万国郵便連合憲章前文及び第一條に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。

1.2 万国郵便連合憲章第二十九條及びこの一般規則第二十二條の規定に従つて加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合には採択すること。

1.3 連合の文書の効力発生の日を定めること。

1.4 大会議内部規則及びその改正を採択すること。

1.5 管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第三十三條、第五百五條及び第七條の規定に従つてそれぞれ提出した包括

的な報告書を検討すること。

1.6 連合の戦略を採択すること。

1.7 万国郵便連合憲章第二十一條の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。

1.8 管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を選出すること。

1.9 国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。

1.10 ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によつて定めること。

2 大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第二条 一般規則第二十二條を次のように改める。

第二百二條 管理理事会の構成、運営及び会合

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によつて選出されることはできない。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代

表者を指名する。代表者は、郵便の分野における権限を有していなければならない。

5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、次の権限を有する。

6.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合のすべての活動を監督すること。

6.2 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

6.3 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

6.4 連合の二年ごとの計画及び予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

6.5 やむを得ない場合には、第二百二十八條3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

6.6 連合の財政規則を定めること。

6.7 予備基金の管理規則を定めること。

6.8 特別基金の管理規則を定めること。

6.9 特別活動基金の管理規則を定めること。

6.10 任意基金の管理規則を定めること。

6.11 国際事務局の活動を監督すること。

6.12 請求があつた場合には、第二百三十條6に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認めること。

6.13 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

6.14 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

6.15 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

6.16 福祉基金規則を定めること。

6.17 6.18 国際事務局が連合の活動及び財務運営に關して作成する二年ごとの報告書を承認し、必要があるときは、これらに關する意見書を提出すること。

6.18 その職務を遂行するため加盟国と接觸することを決定すること。

6.19 郵便業務理事会と協議の上、オブザーバーとしての権利がない機関と接觸することを決定すること、連合と他の国際機関との關係に關する国際事務局の報告書を審査し、及び承認すること、連合と他の国際機関との關係の在り方及びこの關係についてとるべき措置に關して適當と認める決定を行うこと並びに郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すよう招請されるべき国際機関、団体、企業及び資格のある者(大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。)を適當な時期に指定し、必要な招請狀の送付を国際事務局長に行わせること。

6.20 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し)に關する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に關する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に關する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

6.21 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に關係のある行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定す

る分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適當であるか否かについて決定する。

6.22 議案を作成すること。当該議案は、大会議に對し、又は第二百二十五条の規定に従つて加盟国に對し、その承認を得るために提出する。

6.23 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

6.24 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適當な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。

6.25 第四百四条9.16の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

6.26 第一百一条4に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

6.27 適當な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

6.28 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たつては、加盟国の衡平な地理的配置をできる限り考慮する。

6.29 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国
郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。

6.30 次回の大會議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に關する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書

であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

6.31 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第六六条の規定に従つて同委員会の組織を承認すること。

6.32 諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従つて委員となるための申請を承認し、又は承認しないこと。この場合において、管理理事会の会合から会合までの間において迅速な手続を通じて申請に対する取扱いが行われることを確保する。

6.33 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

6.34 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討すること。

7 管理理事会は、大会議の議長が招集する最初の会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。

8 管理理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。

9 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に關して作成する二年ごとの報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他のすべての任務を行う。

10 管理理事会の会合に参加する各理事国の代表者の旅行の費用は、その所屬する加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の代表者は、大会議の会期

中に開催される会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用(エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る)の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事会の委員会、作業部会その他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会、作業部会その他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

11 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

12 諮問委員会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に同委員会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

13 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

14 管理理事会が開催される加盟国は、当該加盟国が理事国でない場合には、オブザーバーとして会合に参加するよう招請される。

15 管理理事会は、同理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関、団体若しくは企業の代表者又は資格のある者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。また、同理事会は、その議事日程に掲げる問題に關係のある加盟国を同様の条件で招請することができる。

16 次の者は、希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして管理理事会の本体議及び委員会の会合に参加することができる。

16.1 郵便業務理事会の理事国
16.2 諮問委員会の委員
16.3 管理理事会の活動に關心を有する政府間

機関

16.4 その他の加盟国

17 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、オブザーバーの審議における発言権を制限することができる。

18 管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。オブザーバーは、希望する場合においては、同理事会の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、オブザーバーは、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

19 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第三条

一般規則第百三条を次のように改める。

第百三条 管理理事会の活動に関する情報

1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟

国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第四条

一般規則第百四条を次のように改める。

第百四条 郵便業務理事会の構成、運営及び会合

1 郵便業務理事会は、四十の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国である加盟国に二十四の議席及び先進国である加盟国に十六の議席が確保される。理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。

3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、連合の文書に規定する業務の提供について責任を有していなければならない。

4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。同理事会に参加する加盟国の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において恵まれていない国とみなされる加盟国の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超える範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。

5 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理

事国のうちから一の議長国、一の副議長国及び各委員会の議長国を選出する。

6 郵便業務理事会は、その内部規則を定める。

7 郵便業務理事会は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が管理理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

8 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じたすべての任務を行う。

9 郵便業務理事会の権限は、次のとおりとする。

9.1 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し）を含むすべての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

9.2 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。緊急の必要がある場合には、郵便業務理事会は、他の会期においてその施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

9.3 国際郵便業務の発展及び改善のための実質的な措置を調整すること。

9.4 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が

承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

9.5 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百二十五条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

9.6 いずれかの加盟国が第百二十四条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

9.7 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及びすべての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

9.8 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

9.9 大会議に提出する戦略案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。

9.10 国際事務局が連合の活動に関して作成する二年ごとの報告書のうち郵便業務理事会の責任及び職務に関する部分を承認すること。

9.11 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

9.12 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に関係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

9.13 郵便業務に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野における加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

9.14 開発途上にある新たな国における郵便業務の現状及びこれらの国における郵便業務上のニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

9.15 管理理事会と合意の上、すべての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

9.16 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他のすべての問題を検討すること。

9.17 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

9.18 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

10 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略(特に連合の常設機関の戦略に関する部分)に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

11 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務

理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

12 次の者は、希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

121 管理理事会の理事国
122 諮問委員会の委員
123 郵便業務理事会の活動に関心を有する政府機関
124 その他の加盟国

13 郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、オブザーバーの審議における発言権を制限することができる。

14 郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。オブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、オブザーバーは、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

15 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつていない事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

16 諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

17 郵便業務理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。

17.1 郵便業務理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者
17.2 郵便業務理事会の理事国でない加盟国
17.3 郵便業務理事会が同理事会の活動に関し協議することを希望する団体又は企業

第五節
一般規則第百五節を次のように改める。

第百五節 郵便業務理事会の活動に関する情報
1 郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。
3 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第六節
一般規則第百六節を次のように改める。
第百六節 諮問委員会の構成、運営及び会合

1 諮問委員会は、広範な郵便分野の利益を代表し、及び利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的とする。

同委員会は、利用者、配達業務提供者、労働者団体並びに郵便業務分野への物品及び業務の提供者を代表する非政府機関その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する企業から成る。このような非政府機関、組織及び企業が登録される場合には、いずれかの加盟国において登録されていなければならない。

管理理事会及び郵便業務理事会は、それぞれの理事国を同委員会の委員に指定する。管理理事会及び郵便業務理事会が指定した委員を除くほか、同委員会への参加は、管理理事会が定める申請及び承認の手続であつて第百二条6.3の規定に従つて行われるものによつて決定される。

2 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。
3 諮問委員会の運営費は、管理理事会の定める方法により、連合及び同委員会の委員が分担する。
4 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。
5 諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従つて、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。

6 諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。
7 諮問委員会は、一年に二回会合する。会合は、原則として、管理理事会及び郵便業務理事会の会期中に連合の所在地において開催される。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。
8 諮問委員会は、次の権限の範囲内でその計

画を作成する。	理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。また、諮問委員会の委員は、第百二条18及び第百四条14の規定に従いプロジェクト・チーム及び作業部会の活動に参加することができる。諮問委員会の委員は、投票権なしでオブザーバーとして大会議に参加することができる。	1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に申し提供する。	限り、請求された各言語について同時に配布する。
8.1 管理理事会及び郵便業務理事会の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事會に關係する場合には郵便業務理事會に報告する。管理理事會は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事會と協議の上、当該制限について再検討することができる。	12.1 管理理事会及び郵便業務理事會の理事國諮問委員会の活動に關心を有する政府間機関	2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書管理理事會のために作成し、その写しを郵便業務理事會に送付する。当該年次報告書は、第百三条の規定に従つて加盟國、その指定された事業体及び限定連合に提供される管理理事會の書類に含める。	5 加盟國又はその指定された事業体と國際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻譯業務を有する言語のいずれによつても行うことができる。
8.2 諮問委員会の委員にとつて重要な問題について研究を行い、及び審議すること。	12.2 諮問委員会の活動に關心を有する政府間機関	3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開會の二箇月前までに加盟國及びその指定された事業体に送付する。	6 いずれかの言語への翻譯の費用(5の規定の適用から生ずる費用を含む)は、当該言語の使用を請求した言語集團が負担する。公用語を使用する加盟國は、公用語以外の言語への翻譯の費用として、一定額の支払を行う。
8.3 郵便業務分野に関する問題を検討し、及びこのような問題に関する報告書を提出すること。	12.3 限定連合	第八條 一般規則第百十條を次のように改める。	7 言語集團の負担する費用は、当該言語集團の構成國の間で連合の經費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集團の構成國の間で他の分担基準によつて分担することとできる。ただし、關係加盟國が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集團の代弁者の仲介により國際事務局に通告することを条件とする。
8.4 管理理事會及び郵便業務理事會の活動に貢獻すること(特に、報告書及び勧告を提出し、並びにこれらの理事會の要請により意見を述べることを)。	13 諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、オブザーバーの審議における発言権を制限することができる。	第九條 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語	8 國際事務局は、加盟國が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間(一年を超えないものとする)の後にこれに応ずる。
8.5 管理理事會が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事會に關係する場合には郵便業務理事會が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に對し勧告を行うこと。	14 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事會及び問題が郵便業務理事會に關係する場合には郵便業務理事會に報告する。管理理事會は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事會と協議の上、当該制限について再検討することができる。	第十條 書類は、國際事務局が、直接、又は2の規定によつて構成された言語集團の地域事務局の仲介により、かつ、國際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集團の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によつて発行する。	9 連合の機關の會合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない)により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、會合の主催者が、國際事務局長及び關係加盟國と協議の上、裁量によつて行う。
9 管理理事會の議長及び郵便業務理事會の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事會に關係のある問題が掲げられた場合には、当該會合において当該各理事會を代表する。	15 國際事務局は、國際事務局長の責任の下に、諮問委員会の事務局の事務を行う。	第十一條 第七條を次のように改める。	10 9の言語以外の言語も、9に規定する會合及び審議の際に使用することができる。
10 諮問委員会は、連合の機關との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事會及び郵便業務理事會並びにそれぞれの委員会の會合に参加する代表者を指名することができる。	情報	第十二條 諮問委員会の活動に関する	
11 諮問委員会の委員は、希望する場合に、第百二条16及び第百四条12の規定に従い管理			

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。	12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。	13 加盟国又はその指定された事業体は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。	第九条 一般規則第百十二条を次のように改める。 第百十二条 国際事務局長の職務 1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括し、並びにこれを法的に代表する。国際事務局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。国際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国が推薦した当該加盟国の国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分及び言語を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。特別な資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に対し募集を行うことができる。また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟
2.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて次回の大會議に提出されるものを作成すること。	2.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介者として行動すること。 2.2 大會議において行われた決定をすべての加盟国政府に通報すること。 2.3 郵便業務理事會が定め、又は改正した施行規則をすべての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。 2.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事會の審査に付すること及び同理事會の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。 2.5 連合の機關が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。 2.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機關が定める目標を達成するために措置をとること。 2.7 管理理事會又は郵便業務理事會に対し、意見及び議案を提出すること。 2.8 大會議の終了後、郵便業務理事會内部規則に従つて、大會議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事會に提出すること。 2.9 管理理事會のために、同理事會及び郵便業務理事會の指示に基づき、大會議に提出する戦略案を作成すること。	2.12 2.11 次の者の間の關係において仲介者として行動すること。 連合と限定連合との間 連合と国際連合との間 連合と連合にとつて関心のある活動を行っている国際機關との間 連合と、連合の機關が当該機關の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機關 団体又は企業との間 2.13 連合の機關の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。 連合の機關の活動の準備及び組織書類 報告書及び議事録の準備、作成及び配布 連合の機關の会合における当該機關の事務局の運営 2.14 連合の機關の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。	第十條 一般規則第百十四條を次のように改める。 第百十四條 連合の機關の事務局 国際事務局は、国際事務局長の責任の下に、連合の機關の事務局の事務を行う。同事務局は、各会期の際に発行されるすべての書類を、当該機關を構成する加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体、当該機關の構成国ではないが当該機關が行う研究に協力する加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体、限定連合並びにこれらの書類を請求する他の加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体に送付す
第百十六條 情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、照會並びに清算への関与	1 国際事務局は、管理理事會、郵便業務理事會、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があつたときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。 2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関するすべての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の解釈及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によつて同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。	3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、特定の問題についての他の加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体の意見を知るために照會を行う。照會の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。 4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機關として仲介を行うことができる。	第百十八條 票 票 一般規則第百十八條を次のように改める。 第百十八條 国際事務局の供給する証 票 国際事務局は、国際返信切手券を作成し、これを請求する加盟国及びその指定された事業体に対して実費で供給することを任務とする。 第十三條

一般規則第百十九条を次のように改める。

第百十九条 限定連合の文書及び特別取極

1 万国郵便連合憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとすし、また、限定連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。同事務局は、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。

第十四条

一般規則第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条 連合の活動に関する二年ごとの報告書

国際事務局は、連合の活動について二年ごとに報告書を作成し、管理理事会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び国際連合に送付する。

第十五条

一般規則第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条 大会議への議案の提出の手続

1 加盟国による大会議へのすべての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。
(a) 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。
(b) 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。
(c) 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

い。

(d) 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。
(e) 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4 編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。
5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

第十六条

一般規則第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続

1 万国郵便条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則は、大会議の行う決定に基づき、郵便業務理事会が作成する。

2 万国郵便条約又は郵便送金業務に関する約定について提案された改正に伴う議案は、関係する大会議の議案とともに国際事務局に同時に提出されるものとし、他の加盟国の支持なしに、一の加盟国が提出することができ。当該議案は、遅くとも大会議の開会の一箇月前までにすべての加盟国に送付される。

3 大会議の終了後六箇月以内に新たな施行規則を作成するために郵便業務理事会が審査する施行規則に関するその他の議案は、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に提出される。

4 大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案であつて、加盟国により提出されるものは、遅くとも郵便業務理事会の開会の二箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。当該議案は、遅くとも同事務局の開会の一箇月前までにすべての加盟国及びその指定された事業体に送付される。

第十七条

一般規則第百二十四条を次のように改める。

第百二十四条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続

1 いずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、国際事務局が必要数の

の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。

2 1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。

3 施行規則に関する議案は、支持を必要としないが、郵便業務理事会が緊急の必要があると認める場合にのみ、同理事会による審査の対象とされる。

第十八条

一般規則第百二十五条を次のように改める。

第百二十五条 大会議から大会議までの間における議案の審査

1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のためすべての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。この二箇月の期間が経過した後、同事務局は、受領したすべての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう各加盟国に要請する。二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

2 施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

3 議案がいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。

第十九条

一般規則第百二十六条を次のように改める。

第百二十六条 大会議から大会議までの間に採択された決定の通報

1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によって確定される。

2 郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に通報する。万国郵便条約第三十五条3.2及び約定の条項であつて同条約第三十五条3.2に相当するものに定める規定の解釈についても、同様とする。

第二十条

一般規則第二百二十八条を次のように改める。

第二百二十八条 連合の経費の決定及び

決着

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千九百以後の年について次の金額を超過してはならない。

二〇〇九年及び二〇一〇年 各年につき
三七、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン
二〇一一年及び二〇一二年 各年につき
三七、二三五、〇〇〇スイス・フラン

二千十二年に予定されている大会議が延期される場合には、同年の基本最高限度額が同年後の年についても適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会(特に

緊急の場合には、国際事務局長は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができ、超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

7 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

8 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年六パーセントの割合の利子が生ずる。

9 加盟国が連合に対して負う分担金(未払分につき生ずる利子は含まない)の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超過する場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

10 法的な理由その他の理由により9に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

11 連合に対して負う分担金の滞納について

は、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。

12 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができ、

13 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

14 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、管理理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金によつて維持される。同基金は、予算の収支を合わせるため又は加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

15 一時的な資金不足に関しては、スイス連邦政府は、合意によつて定める条件に従い、必要な短期の立替払を行う。スイス連邦政府は、大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

16 9から13までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

第二十一条

一般規則第二百三十条を次のように改める。

第二百三十条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

- 五〇単位等級
- 四五単位等級
- 四〇単位等級
- 三五単位等級
- 三〇単位等級
- 二五単位等級

- 二〇単位等級
- 一五単位等級
- 一〇単位等級
- 五単位等級
- 三単位等級
- 一単位等級

二分の一単位等級(国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が指定する国のためのもの)

2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、その加盟国が属する分担等級に相当する分担単位数よりも大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、その加盟国は、当該加盟国がより大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に依じて経費も増加するものとする。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便条約憲章第二十一条4に定める手続に従つて1に規定する分担等級のいずれかに属する。

4 加盟国は、その後、遅くとも大会議の開催の二箇月前までに国際事務局に変更の要請を送付することを条件として、より低い分担等級を選定することができる。大会議は、分担等級の変更に係るこれらの要請について、拘束力のない見解を示す。要請を送付した加盟国は、当該見解に従うか否かについて自由により決定することができる。当該加盟国の最終的な決定は、大会議の終了前に国際事務局に伝達されるものとする。変更に係る要請は、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。定められた期限までに分担等級の変更の希望を表明しなかった加盟国

は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。

5 加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級への変更を要求することができない。

6 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。また、同理事会は、同様の状況の下において、既に一単位等級に属する加盟国であつて後発開発途上国に属さないものにつき二分の一単位等級への一時的な変更を認めることができる。

7 6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

8 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第二十二條
一般規則第三百三十一條を次のように改める。

第三百三十一條 国際事務局の供給する物品についての支払
国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、当該期限の日から年五パーセントの割合の利が生ずる。

第二十三條
一般規則第三百三十二條を次のように改める。

第三百三十二條 仲裁手続
1 仲裁によつて解決を図る紛争が生じた場合には、その当事者である各加盟国は、係争に直接の利害関係を有しない一の加盟国をそれぞれ選定する。二以上の加盟国が一方の当事者である場合には、これらの加盟国は、この1の規定の適用上、単一の加盟国とみなす。

2 いずれか一方の当事者である加盟国が仲裁の提案に対し当該提案の送付の日から六箇月以内に措置をとらなかつた場合において、国際事務局に対して請求が行われたときは、同事務局は、当該加盟国に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。

3 係争当事者は、合意により単一の仲裁者を指定することができる。この場合において、国際事務局を単一の仲裁者とすることができる。

4 仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行う。

5 投票が賛否同数である場合には、仲裁者は、紛争の解決のため、係争に利害関係を有しない更に一の加盟国を選定する。選定について合意に達しない場合には、国際事務局が、仲裁者による選定の対象とならなかつた加盟国のうちから係争に利害関係を有しない一の加盟国を指定する。

6 いずれかの約定に関する紛争の場合には、当該約定に参加している加盟国以外の加盟国を仲裁者として指定することができない。

7 指定された事業体の間において仲裁によつて解決を図る紛争が生じた場合には、関係する事業体は、自己が属する加盟国に対し1から6までに規定する手続に従つて行動することとを要請する。

第二十四條
一般規則第三百三十五條を次のように改める。
第三百三十五條 この一般規則の改正、効力発生及び有効期間

大会議が採択した改正は、追加議定書の対象となり、その大会議において反対の決定がされない限り、その大会議において更新された文書と同時に効力を生ずる。

この一般規則は、二千六年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

第二十五條 この追加議定書への加入
この追加議定書に署名しなかつた加盟国は、いつでもこれに加入することができる。加入書は、国際事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通報する。

第二十六條 この追加議定書の効力発生及び有効期間
この追加議定書は、二十年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千八年八月十二日にジュネーブで作成した。

万国郵便条約

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條3の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

第一章 総則

第一条 定義
1 この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1 「小包」とは、この条約及び小包郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。

1.2 「開袋」とは、票札を付し、かつ、封鉛又は他の方法によつて封かんされた一又は二以上の郵袋その他の容器であつて、郵便物を包有するものをいう。

1.3 「線路を誤つた郵袋」とは、票札の示す交換局以外の交換局で受領した容器をいう。

1.4 「誤送された郵便物」とは、一の交換局で受領した郵便物であつて、本来他の加盟国の交換局で受領されるべきものをいう。

1.5 「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等郵便により差し出される個々の物を意味する包括的な用語をいう。

1.6 「経路」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方が実施する陸路経路、海路経路、及び航空路経路）の業務に対する報酬をいう。

1.7 「到着料」とは、差出国の指定された事業体が、名あて国において受領される通常郵便物の取扱に係る費用を補償する名目で、当該名あて国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.8 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.9 「小形包装物」とは、この条約及び通常郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。

1.10 「到着の陸路割当料金」とは、差出国の指定された事業体が、名あて国において受領される小包郵便物の取扱に係る費用を補償する名目で、当該名あて国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.11 「経路の陸路割当料金」とは、通過国の運

第三条 普遍的な郵便業務

加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

- 3 陸路又は海路によつて送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包郵便業務に参加する国の領域においてのみ保障される。
- 4 航空小包についての継越しの自由は、連合の全領域において保障される。ただし、小包郵便業務に参加しない加盟国は、航空小包の平面路

3 適用する料金(連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む)は、同様の性質(種類、数量、処理時間等)を有する郵便物につき国内制度において適用する料金を下回ってはならない。

2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務
 捕虜及び抑留された文民
 された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。

に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。 2.2 2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民にあつて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。 2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。 2.4 2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者にあつた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。 2.5 指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。 3 点字郵便物 3.1 点字郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。 第八条 郵便切手	1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。 2 郵便切手は、 2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、流通する。 2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物にはり付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。 2.3 料金納付又は収集のため、自国の法令に基づき、発行する加盟国又は地域において通用する。 2.4 発行する加盟国又は地域のすべての居住者が入手可能なものでなければならぬ。 3 郵便切手は、次のものを含む。 3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国又は地域の名称（注） 注 切手を発明した国であるグレートブリテンには例外が認められる。 3.2 次のもので記載された額面 3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号 3.2.2 その他の識別のための特徴 4 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。 5 郵便切手の主題及び意匠は、 5.1 万国郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従う。 5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。 5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。 5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。	5.5 加盟国又は地域にとつて重要な意味を有するものとする。 6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合のみ使用することができる。 第九条 郵便業務の保障 1 加盟国及びその指定された事業体は、郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びにすべての関係取扱者のため、郵便業務のすべての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、加盟国及びその指定された事業体の間の閉鎖の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。 第十条 持続可能な開発 加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務のすべての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で持続可能な開発に関する周知を図る。 第十一条 違反行為 1 郵便物 1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要なすべての措置をとることを約束する。 1.1.1 麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れること。ただし、この条約がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。 1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。 2 郵便料金納付及びその手段 2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要なすべての措置をとることを約束する。	2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手を約束する。 2.1.2 郵便料金納付の印影 2.1.3 料金計器又は印刷機による印影 2.1.4 国際返信切手券 2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のため不当な利得を得ることを意図して行われた行為であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。 2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為 2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は広告する行為 2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為 2.2.4 これらの違反行為の未遂 3 相互主義 3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。 第二部 通常郵便及び小包郵便に適用される規則 第一章 業務の提供 第十二条 基礎業務 1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 2 通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物 2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書、
---	---	--	--

印刷物及び小形包装物 2.3 重量七キログラムまでの点字郵便物 2.4 重量三十キログラムまでの同一名あて地の同一受取人にあてた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋 3 通常郵便物は、通常郵便に関する施行規則に従って、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類される。 4 2に定める重量制限を超える重量制限は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。 5 8に規定する場合を除くほか、加盟国は、更に、その指定された事業体が、この条約の定めるところにより、又は自国から発送する小包の場合においては二国間の取決めを行った後に利用者に一層有利な他の方法により、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 6 重量二十キログラムを超える重量制限は、小包郵便物に関する施行規則に定める条件に従って、特定の種類の小包郵便物について任意に適用する。 7 その指定された事業体が小包の運送を行っていない加盟国は、運送企業にこの条約の規定を実施させることができる。このような加盟国は、小包郵便業務を、運送企業によって運送が行われる地域から発出し、又は当該地域にあてた小包に限定することができる。 8 5の規定にかかわらず、二十一年一月一日前に小包郵便物に関する約定の締約国でなかった加盟国は、小包郵便業務を提供する義務を負わない。 第十三条 追加の業務 1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。 1.1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務	1.2 優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供していない名あて国に対して自国から発送する非優先通常郵便物及び平路面通常郵便物に係る書留郵便業務 1.3 自国あてのすべての通常郵便物に係る書留郵便業務 2 優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供している名あて国に対して加盟国から発送する非優先通常郵便物及び平路面通常郵便物に係る書留郵便業務の提供は、任意とする。 3 加盟国又はその指定された事業体は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務を任意のものとして確保することができる。 3.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務 3.2 通常郵便物に係る配達記録郵便業務 3.3 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務 3.4 通常郵便物及び小包に係る速達業務 3.5 書留通常郵便物、配達記録通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務 3.6 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便業務 3.7 壊れやすい小包及び取扱困難な小包に係る業務 3.8 一の差出人から外国にあてて多量に差し出される小包の発送業務 4 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意の側面のいずれも有する。 4.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、すべての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。 4.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、すべての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。 4.3 書留通常郵便物、配達記録通常郵便物、小	包及び保険付郵便物の受取通知。すべての加盟国又はその指定された事業体は、自国あてのこれらの郵便物の受取通知を受取る。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。 5 1から4までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合に、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。 6.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達 6.2 通常郵便物の締切時刻後の差出し 6.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し 6.4 差出人の住所からの取集 6.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付留置 6.6 重量五百グラムを超える通常郵便物の保管及び小包郵便物の保管 6.7 到着通知書への回答としての小包の配達 6.8 不可抗力による危険に対する負担 6.9 第十四条 電子郵便業務、EMS業務、統合された物流管理業務及び新規業務 1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。 1.1 情報の電子的送信による業務である電子郵便業務。指定された事業体は、書留電子郵便を提供することにより、電子郵便業務を強化することができる。書留電子郵便は、差出しについての証明、配達についての証明及び認証された利用者間の安全な通信手段を提供することにより、電子郵便業務を補完する。 1.2 書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるEMS業務。この業務は、E	MS標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。 1.3 利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務 1.4 一又は二以上の当事者に関係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証 2 加盟国又は指定された事業体は、合意により、連合の文書に明文の定めのない新規業務を創設することができる。新規業務に関する料金は、関係する指定された事業体が当該新規業務の運用に係る費用を参酌して定める。 第十五条 引き受けられない郵便物及び禁制 1 禁制 1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けられない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けられない。 1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。 1.3 すべての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができないものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。 2 いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの 2.1 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名あて国において禁止されているその他の不正な薬物 2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品 2.1.3 偽造又は海賊版の物品 2.1.4 名あて国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品
--	---	---	---

2.1.5 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品 2.1.6 私的性質を有する書類であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの 3 爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物 3.1 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 3.3 次の危険物は、例外的に引き受ける。 3.3.1 次条1に規定する放射性物質であつて通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの 3.3.2 次条2に規定する伝染性物質であつて通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの 4 生きた動物 4.1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 4.2 次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。 4.2.1 みつばち、水ひる及び蚕 4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの 4.2.3 生物医学の研究のために用いられるシヨウジョウバエ科のハエであつて公認の施設の間で交換されるもの 4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。 4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便	による運送が関係国の郵便規則により認められる場合に限り。 5 小包への通信文の包有 5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。 5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの 6 硬貨、銀行券その他の貴重品 6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価値証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。 6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物 6.1.1.1 ただし、差出国及び名あて国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。 6.1.2 保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名あて国の法令上認められる場合は、この限りでない。 6.1.3 保険付小包以外の小包であつて保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの 6.1.3.1 さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。 7 印刷物及び点字郵便物 7.1 印刷物及び点字郵便物については、次のことを行つてはならない。 7.1.1 通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有すること 7.1.2 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有すること。ただし、郵便物が、その返	信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名あて国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。 8 誤つて引き受けられた郵便物の取扱ひ 8.1 誤つて引き受けられた郵便物の取扱ひについては、この条約の施行規則に定める。ただし、2.1.1、2.1.2、3.1及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1、3.1及び3.2に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従つて取り扱われる。 第十六条 引き受けられる放射性物質及び伝染性物質 1 放射性物質は、次の条件を満たす場合に限り、放射性物質を包有する郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した加盟国の間において、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。 1.1 放射性物質は、この条約の施行規則の定めるところにより包装される。 1.2 放射性物質は、通常郵便物によつて差し出されるときは、優先郵便物又は書状の料金が適用されるものとし、また、書留とされるものとする。 1.3 放射性物質を包有する通常郵便物又は小包郵便物は、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によつて送達される。 1.4 放射性物質は、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。 2 伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（UN二八四）及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質（UN二九〇）を除く。）は、次の条件を満たす場合には、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。	2.1 B類の伝染性物質（UN三三七）については、権限のある当局が決定する公認の差出人の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの危険物は、国際民間航空機関（ICAO）が定めるところにより、効力を有する国内法令及び国際法並びに最新の「危険物の輸送に関する国際連合の勧告」に従ふことを条件として、郵便物の中に入れることができる。 2.2 B類の伝染性物質（UN三三七）については、通常郵便物に関する施行規則及び小包郵便物に関する施行規則に従つて取り扱い、包装し、及び票札を付さなければならない。これらの郵便物については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの郵便物の取扱ひについては、追加の料金の納付を課することができ。 2.3 患者（人又は動物）から採取された検体であつて例外とされるものについては、権限のある当局が決定する公認の差出人の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの物質は、国際民間航空機関（ICAO）が定めるところにより、効力を有する国内法令及び国際法並びに最新の「危険物の輸送に関する国際連合の勧告」に従ふことを条件として、郵便物の中に入れることができる。 2.4 患者（人又は動物）から採取された検体であつて例外とされるものについては、通常郵便物に関する施行規則に従つて取り扱い、包装し、及び票札を付さなければならない。これらの郵便物については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの郵便物の取扱ひについては、追加の料金の納付を課することができる。 2.5 伝染性物質及び患者（人又は動物）から採取された検体であつて例外とされるものを包有する郵便物の差出しは、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表
--	---	---	--

明した加盟国の間における交換のための差出しに限り認められる。

2.6 伝染性物質及び患者（人又は動物）から採取された検体であつて例外とされるものが差出しを許容される場合には、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によって送達され、優先して配達される。

第十七条 調査請求

1 指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱つた小包、書留郵便物、保険付郵便物又は配達記録郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。調査請求の伝達は、優先郵便物、EMS又は電子的手段によつて行ふ。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。

2 調査請求は、この条約の施行規則に定める条件に従つて認められる。

3 調査請求の料金は、無料とする。ただし、EMS業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

第十八条 税関検査及び関税その他の課金

1 差出国の指定された事業体及び名あて国の指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。

2 税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関についてのみ徴収される。

3 利用者のために郵便物の通関手続を代行する

ことについて許可を得た指定された事業体は、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。この料金は、自国の法令に従い、税関で申告されたすべての郵便物関税を免除されたものを含む。について徴収することができる。利用者は、徴収される料金について事前に適正に通知されるものとする。

第十九条 軍隊との閉袋の交換

1 通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて交換することができる。

1.1 加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間

1.2 国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間

1.3 加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4 同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2 1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋があてられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋があてられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限定される。当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所屬している加盟国の指定された事業体が自己の規則に従つて定める。

3 軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所屬している加盟国の指定された事業体は、特別の合意がない限り、関係する指定された事業体に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運送料を支払う義務を負う。

第二十条 業務の質に関する基準及び目標

標

1 加盟国又はその指定された事業体は、自国あての通常郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定め、公表する。

2 1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利なものとはならない。

3 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、優先郵便物及び航空通常郵便物並びに平路面路小包その他の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。

4 加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第二章 責任

第二十一条 指定された事業体の責任及び賠償金

1 総則

1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

1.1.1 書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷

1.1.2 配達記録郵便物に関しては、その亡失

1.1.3 配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送

1.2 指定された事業体は、1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。

1.3 指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く）の還付を請求する権利を有する。

1.5 支払うべき賠償金の額は、通常郵便物に関する

る施行規則及び小包郵便物に関する施行規則に定める額を超えることができない。

1.6 責任を負う場合には、間接の損害及び実現されなかった利益については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7 指定された事業体の責任に関するすべての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があつた場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。

2 書留郵便物

2.1 差出人は、書留郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、通常郵便物に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合

合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

2.2 差出人は、書留郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3 配達記録郵便物

3.1 差出人は、配達記録郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金（のみの還付を請求する権利を有する）普通小包

4 差出人は、普通小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、小包郵便物に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が、同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合

合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

4.2 差出人は、普通小包の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 4.3 指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。 5 保険付郵便物 5.1 差出人は、保険付郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（SDR）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 5.2 差出人は、保険付郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。 6 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金のみを還付を請求する権利を有する。 7 差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名あて国からの当該小包の返送によって発生した費用の還付を請求する権利を有する。 8 2、4及び5の規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。 9 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払わ	れる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金（書留料及び保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が郵便業務によって生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。 10 内容品が盗取され、又は損傷した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物が配達された後は、2、4及び5の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。 11 差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び普通小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び4.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名あて側の指定された事業体が受取人に対し賠償金を支払う場合については、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び4.1に規定する額を適用する。 11.1 責任を有する指定された事業体に対する求償 11.2 差出人の権利の受取人のための放棄又は受取人の権利の差出人のための放棄 12 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の経過及び指定された事業体に対する賠償金の支払（この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。）に関するいかなる留保も、付することができない。 第二十二條 加盟国及び指定された事業体の免責 1 指定された事業体は、書留郵便物、配達記録郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。 1.1 内容品の盗取又は損傷が配達の前又は配	達の際に確認された場合 1.2 指定された事業体の規則により認められる場合において、内容品が盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人（差出人への返送の場合にあつては差出人）が留保を付したとき。 1.3 指定された事業体の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。 1.4 受取人差出人への返送の場合にあつては差出人が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の後を生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。 2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。 2.1 第十三条6.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合 2.2 加盟国及び指定された事業体の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合 2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合 2.4 郵便物が第十五条の禁制に抵触する場合 2.5 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名あて側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。 2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合 2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合	2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合 2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合 3 加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。 第二十三條 差出人の責任 1 郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかつたことにより、郵便の取扱者が被つた身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えたすべての損害について責任を負う。 2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の限度まで責任を負う。 3 差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらしした郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。 4 差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱において指定された事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があつたときに限り、責任を負わない。 第二十四條 賠償金の支払 1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業体又は場合により名あて側の指定された事業体が負う。この場合において、責任を負う指定された事業体に対する求償権は、害されない。 2 差出人は賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は自己の権利を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。 第二十五條 差出人又は受取人からの賠償金の回収
--	--	--	---

める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、これらの条に定める最低の補償金を下回ることはできない。

6 指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7 M郵袋について適用する到着料率は、その重量一キログラムにつき〇・七九三SDRとする。重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。

8 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千年及び二十一年については〇・五五SDR、二十二年及び二十三年については〇・六SDRとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千年及び二十一年については一・一SDR、二十二年及び二十三年については一・二SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務が通常郵便に関する施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

9 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めに、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

10 指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。

11 指定された事業体は、任意に、割引された到着料率で、型ごとに区分された郵便物を交換することができる。

12 目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であって移行制度に参加しているものの指定された事業体について適用する。郵便業務理事会は、通常郵便に関する施行規則において暫定的な措置を定めることができる。

できる。目標制度に関するすべての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であって、暫定的な措置を経ずに当該すべての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。

第二十八条 目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1 通常郵便物(大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く)の補償金は、名あて国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。当該費用は、内国料金と関係有するものでなければならぬ。この料率の計算については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。

2 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

3 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、内国制度における二十グラムの優先書状の料金に二千年より前に目標制度に参加した国については七十パーセント、二千年又は二千年後に目標制度に参加する国(新たに目標制度に参加する国)については百パーセントを乗じて得られたものとする。

4 郵便業務理事会は、二千年及び二千年において、外国から到着する郵便物の取扱いの費用に関する調査を行う。この調査により3に定める七十パーセントと異なる百分率であることが明らかになった場合には、郵便業務理事会は、二千年及び二千年後の二十グラムの優先書状の料金に対する百分率を変更することについて検討する。

5 付加価値税又は他の税金については、3に規定する計算のために使用された料金から、二千年及び二十一年においてはその五十パーセントを控除し、二千年及び二十三年においてはその百パーセントを控除する。

6 二千年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

6.1 二千年については、一通当たり〇・二五SDR及び重量一キログラムにつき一・九八〇SDR

6.2 二十一年については、一通当たり〇・二六三SDR及び重量一キログラムにつき二・〇五九SDR

6.3 二十二年については、一通当たり〇・二七四SDR及び重量一キログラムにつき二・一四一SDR

6.4 二十三年については、一通当たり〇・二八五SDR及び重量一キログラムにつき二・二二七SDR

7 二千年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、業務の質に応じた到着料を適用する前の二千年の料率を下回るものであつてはならず、かつ、次の料率を下回るものであつてはならない。

7.1 二千年については、一通当たり〇・一六五SDR及び重量一キログラムにつき一・六六九SDR

7.2 二十一年については、一通当たり〇・一六九SDR及び重量一キログラムにつき一・七〇九SDR

7.3 二十二年については、一通当たり〇・一七三SDR及び重量一キログラムにつき一・七五〇SDR

7.4 二十三年については、一通当たり〇・一七七SDR及び重量一キログラムにつき一・七九二SDR

8 大量郵便物を除くほか、新たに目標制度に参加する国への、このような国からの又はこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

8.1 二千年については、一通当たり〇・一五

五SDR及び重量一キログラムにつき一・五六二SDR

8.2 二十一年については、一通当たり〇・一五九SDR及び重量一キログラムにつき一・六一〇SDR

8.3 二十二年については、一通当たり〇・一六四SDR及び重量一キログラムにつき一・六四八SDR

8.4 二十三年については、一通当たり〇・一六八SDR及び重量一キログラムにつき一・七〇二SDR

9 大量郵便物の補償金は、3から7までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

10 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付き識別子が付されていない書留郵便物及び保険付郵便物又は万国郵便連合の技術標準S10に適合しないバーコード付き識別子が付された書留郵便物及び保険付郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五SDRとする。

11 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第二十九条

移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1 移行制度に参加している国の指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物(大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く)の補償金は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十四・六四通に基づき、二千年の調整後の料率から年二・八パーセントの増加を基礎として設定される。

2 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。 3 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。 3.1 二十十年については、一通当たり〇・一五五SDR及び一キログラムにつき一・五六二SDR 3.2 二十一年については、一通当たり〇・一五九SDR及び一キログラムにつき一・六一〇SDR 3.3 二十二年については、一通当たり〇・一六四SDR及び一キログラムにつき一・六四八SDR 3.4 二十三年については、一通当たり〇・一六八SDR及び一キログラムにつき一・七〇二SDR 4 年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十四・六四通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。その際には、次の料率を適用する。 4.1 二十十年については、一キログラムにつき三・八三一SDR 4.2 二十一年については、一キログラムにつき三・九三八SDR 4.3 二十二年については、一キログラムにつき四・〇四九SDR 4.4 二十三年については、一キログラムにつき四・一六二SDR 5 年間総重量が百トンを上回る郵便物の流れについては、差出側の指定された事業体及び名あて側の指定された事業体のいずれもが、料率の変更の仕組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有され			る実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、4に定める重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標本抽出については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。 6 4に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができない。 7 目標制度に参加している国の指定された事業体への大量郵便物の補償金は、前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業体は、3の規定に従って補償金を請求することができる。 8 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することできない。 第三十条 業務の質を改善するための基金 1 到着料及び業務の質を改善するための基金に關し、大会議において第五集團の国に分類された国に対してすべての国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第五集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二十パーセント分増額される。第五集團の国に分類された国における支払は、行わない。 2 大会議において第四集團の国に分類された国に対して大会議において第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第四集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金
への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。 3 二十二年一月一日以降、大会議において第四集團の国に分類された国に対して大会議において第二集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第四集團の国に分類された業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。 4 大会議において第三集團の国に分類された国に対して二十十年より前に目標制度に参加した国及び地域であつて大会議において第一集團の国に分類されたものが支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第三集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。 5 大会議において第三集團の国に分類された国に対して二十十年に目標制度に参加する国及び地域であつて大会議において第一集團の国に分類されたものが支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第三集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。 6 二十二年一月一日以降、大会議において第三集團の国に分類された国に対して大会議において第二集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第三集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。 7 大会議において第二集團の国に分類された国であつて二十十年より前に八パーセントの増額から利益を受けているものに対して大会議にお	いて第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第二集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、二十十年及び二十一年においては前条に定める料率の四パーセント分、二十二年及び二十三年においては第二十八條8に定める料率の二パーセント分増額される。 8 大会議において第二集團の国に分類された国であつて二十十年より前に一パーセントの増額から利益を受けているものに対して大会議において第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、二十十年及び二十一年においては、第二集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の一パーセント分増額される。 9 第二集團から第五集團までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額一万二千五百六十五SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、二十十年より前に目標制度に参加した国に対し、交換する分量に応じて請求される。 10 地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を遅くとも二十十年末までに採択する。 第三十一条 継越料 1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務(第三國業務の仲介によつて交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。	いて第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第二集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、二十十年及び二十一年においては前条に定める料率の四パーセント分、二十二年及び二十三年においては第二十八條8に定める料率の二パーセント分増額される。 8 大会議において第二集團の国に分類された国であつて二十十年より前に一パーセントの増額から利益を受けているものに対して大会議において第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、二十十年及び二十一年においては、第二集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の一パーセント分増額される。 9 第二集團から第五集團までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額一万二千五百六十五SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、二十十年より前に目標制度に参加した国に対し、交換する分量に応じて請求される。 10 地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を遅くとも二十十年末までに採択する。 第三十一条 継越料 1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務(第三國業務の仲介によつて交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。	いて第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、第二集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、二十十年及び二十一年においては前条に定める料率の四パーセント分、二十二年及び二十三年においては第二十八條8に定める料率の二パーセント分増額される。 8 大会議において第二集團の国に分類された国であつて二十十年より前に一パーセントの増額から利益を受けているものに対して大会議において第一集團の国に分類された国及び地域が支払う到着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く)は、二十十年及び二十一年においては、第二集團の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の一パーセント分増額される。 9 第二集團から第五集團までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額一万二千五百六十五SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、二十十年より前に目標制度に参加した国に対し、交換する分量に応じて請求される。 10 地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を遅くとも二十十年末までに採択する。 第三十一条 継越料 1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務(第三國業務の仲介によつて交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。

この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

第二章 その他の規定

第三十二条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 航空運送に関する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会が承認する。当該基本料金率は、通常郵便に関する施行規則に定める方式に従って国際事務局が計算する。

2 閉袋並びに開袋継続しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める。

3 全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1 閉袋（一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される閉袋を含む。）については、差出国の指定された事業体

3.2 開袋継続しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の指定された事業体に引き渡す指定された事業体

4 3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によって送達される場合には、適用する。

5 名あて側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着するすべての優先閉袋及び航空閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によって送達されるか否かを問わず、均一とする。

6 もっとも、名あて側の指定された事業体が徴収する到着料が特別に自己の費用又は内国料金を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は行われない。

7 名あて側の指定された事業体は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算されるすべての閉袋の重量を考慮に入れない。

第三十三条 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1 二の指定された事業体の間で交換される小包については、小包郵便に関する施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び閉袋の総重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1 指定された事業体は、1に規定する基本料金率を考慮して、小包郵便に関する施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。

1.2 1及び1.1に規定する陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.3 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

2 二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、小包郵便に関する施行規則に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課する。

2.1 仲介する指定された事業体は、開袋継続小包につき一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める単一の陸路割当料金を請求することができる。

2.2 継越しの陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3 小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3.1 海路割当料金は、利用される各海運業務提供者につき、小包郵便に関する施行規則に距離段階に応じて定める。

3.2 指定された事業体は、3.1の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

第三十四条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについて

1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。

1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の閉袋の取扱及び運送のための継越料

1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

1.3 到着小包の取扱のための到着の陸路割当料金

1.4 仲介国による小包の取扱及び運送のための継越しの陸路割当料金

1.5 小包の海路運送のための海路割当料金

2 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第四部 最終規定

第三十五条 この条約及びその施行規則

に関する議案の承認の条件

1 この条約に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟国であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければならない。

2 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票権を有する郵便業務理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。

3 この条約及びその最終議定書に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.1 改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上の過半数

3.2 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

4 3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された改正に適合していない場合には、当該改正の通報の日から起算して九十日以内に、当該改正を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第三十六条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しないすべての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。

3 この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大

会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書に規定する。

第三十七条 この条約の効力発生及び有効期間

1 この条約は、二千年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千年八月十二日にジュネーブで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所属、取戻し及びあて名の変更又は訂正

1 条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、マラウイ、モリシヤス、ナウル、ナイジェリア、ニュージールランド、ウガン

ダ、バプアニューギニア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己あての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4 条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令に定めるバハマ、ベルギー、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5 条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7 エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラは、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条 料金

1 オーストラリア、カナダ及びニュージールランドは、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

第三条 点字郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、内国業務につき点字郵便物について郵便料金の免除を認めない。この条約第七条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2 ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、日本国及びスイスは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき点字郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

第四条 基礎業務

1 オーストラリアは、条約第十二条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

2 条約第十二条24の規定は、自国の法令により低い重量制限を課しているグレートブリテンにおいては、適用しない。グレートブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

3 カザフスタン及びウズベキスタンは、条約第十二条24の規定にかかわらず、自国あての及び自国から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。

第五条 受取通知

1 カナダは、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、条約第十三条4.3の規定を小包について適用しないことができる。

第六条 国際郵便料金受取人払業務

1 ブルガリア共和国は、条約第十三条4.1の規定にかかわらず、関係加盟国と交渉を行った後、国際郵便料金受取人払業務を確保する。

第七条 通常郵便に関する禁制

1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価値証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、通常郵便に関する施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2 サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く）、イラク、ネパール、パキスタン、スーダン及びベトナムは、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価値証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。

3 ミャンマーは、自国の国内法令に抵触するため、条約第十五条6に規定する貴重品を包有する保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

4 ネパールは、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。

5 ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

6 イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けない。

7 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価値証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

8 オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能

な有価証券のような貴重品を包有する自国あての書留郵便物又は開袋縦越通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

9 中華人民共和国は、香港特別行政区を除くほか、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人私有有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

10 ラトビア及びモンゴルは、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人私有有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11 ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人私有有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

12 ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。

13 インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外国の貨幣又は各種の持参人私有有価証券を包有する自国あての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

14 キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

15 カザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を認めない。

16 モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀

行券、各種の持参人私有有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を認めない。

1 ミヤンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、条約第十五条に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。

2 レバノン及びスーダンに、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3 ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人私有有価証券を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4 ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5 サウジアラビアは、条約第十五条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人私有有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6 オマーンは、条約第十五条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1 権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品

の持参人私有有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない権利を認めない。

6.2 消火のための製品及び液状の化学物質

は加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない権利を認めない。

6.3 イスラム教の原理に反する物品

包有する小包を引き受けないことができる。

7 イラン・イスラム共和国は、条約第十五条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けないことができる。

1 モンゴルは、条約第十六条の規定にかかわらず、自国の国内法令に従い、放射性物質又は伝染性物質を包有する郵便物を引き受けない権利を留保する。

8 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。

2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、イタリア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラは、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。

9 オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する郵便物を引き受けない。

3 ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモリタニアは、条約第十五条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。

10 中華人民共和国は、硬貨、紙幣、持参人私有有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、同国は、香港特別行政区を除くほか、硬貨、紙幣、持参人私有有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。

4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

11 モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人私有有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。

1 サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英国の海外領土、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、

第十一条 調査請求

スーダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第十七条3の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、リトアニア、モルドバ及びスロバキアは、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十七条3の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。

3 アフガニスタン、サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

4 アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国は、条約第十七条3の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

第十二条 通関料
1 ガボンは、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

2 コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十三条 外国における通常郵便物の差出し

1 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ及びニュージーランドは、自国から発送されなかった郵便物を条約第二十六条4の規定により自国に返送する指定された事業体から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。

2 カナダは、条約第二十六条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。

3 条約第二十六条4の規定は、名あて側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名あて国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4 条約第二十六条4の規定は、名あて側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を通常郵便物に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5 ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストリア、ペナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モリタニア、モナコ、ノルウェー、ポルトガル、セネガル、シリア・アラブ共和国及びトーゴは、4に規定する

留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十六条の規定を完全に適用する権利を留保する。

6 ドイツは、条約第二十六条4の規定の適用のため、差出人の居住国から受領すべきであった額に相当する額の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。

7 中華人民共和国は、この条の留保にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、万国郵便条約及び通常郵便物に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

第十四条 例外的な到着の陸路割当料金
1 アフガニスタンは、条約第三十三条の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五〇SDRの例外的な到着の陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。

第十五条 特別料金率
1 アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーは、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を徴収することができる。

2 レバノンは、重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを超え三キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

3 パナマ共和国は、航空路によって継越運送が行われる平面路小包(SAL小包)に対しては、重量一キログラムごとに〇・二〇SDRを徴収することができる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千八年八月十二日にジュネーブで作成した。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便送金業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件とし、指定された事業体のネットワーク間の相互運用を可能とする方式に基づきできる限り多くの利用者に適した安全なかつ利用の容易な郵便送金業務を実施するための同憲章の原則に合致する次の約定を作成した。

第一部 郵便送金業務に適用される共通の原則

第一章 総則

第一条 この約定の範囲

1 加盟国は、次の郵便送金業務のうち少なくとも一が自国の領域において提供されるよう最善の努力を払う。

1.1 現金為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.2 払出為替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.3 払込為替 差出人は、指定された事業体の

業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金を、一切の控除が行われることなく受取人の口座に入金することを請求する。

1.4 郵便振替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その金額の全額を、一切の控除が行われることなく、払渡側の指定された事業体に開設されている受取人の口座への受入登記を請求する。

2 この約定の実施のための手続については、この約定の施行規則に定める。

第二章 定義

1 「権限のある当局」とは、自国の法令によつて与えられた権限に基づき、指定された事業体及びこの条に規定する者の活動を監督する加盟国の当局をいう。権限のある当局は、資金洗浄及びテロリストに対する資金供与への対処に従事する行政機関又は司法機関、特に自国の金融情報機関及び監督機関と連絡をとることができ

2 「内払金」とは、払渡側の指定された事業体の郵便送金業務の資金繰りを容易にするため、振出側の指定された事業体から払渡側の指定された事業体に部分的に支払われる前払金をいう。

3 「資金洗浄」とは、資金の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装するため、又は犯罪活動に参加した者がその活動による法律上の責任を免れることを援助するため、犯罪活動又は当該活動への関与によつて得られた資金であることを知りながら、団体又は個人によつて行われる当該資金の交換又は移転をいう。洗浄される資金を得るための活動が他の加盟国又は第三国の領域において訴追の対象となる場合も、同様とする。

4 「分別管理」とは、利用者の資金を郵便送金業務の実施以外の目的に使うことを防止するため、利用者の資金を指定された事業体の資金から強制的に分離することをいう。

5 「清算機関」とは、多数者間の交換の枠組みに

において、一の事業体から他の事業体へ提供される業務から生ずる相互の債務及び債権を取り扱う清算のための機関をいう。清算機関の役割は、決済銀行を通じて決済される事業体の間の取引を記帳し、及び決済に不備があつた場合には必要な措置をとることである。

6 「清算」とは、関係者間で定期的な借記及び貸記を行うことで支払の回数を最小限に保つことを可能にする制度をいう。清算は、二者間の残高を確定する段階及びこれらの残高を合算することによつて、関係する主体の借方又は貸方の持高に於じて一回限りの清算を行うために関係するすべての主体に対する各主体の総合的な持高を算出する段階の二の段階から成る。

7 「集中口座」とは、一の口座に統合された出所の異なる資金の集合をいう。

8 「決済用口座」とは、指定された事業体が二者間において相互に開設する郵便振替口座であつて、当該口座を通じて相互の債務及び債権を決済するものをいう。

9 「犯罪活動」とは、自国の法令に定義する犯罪又は軽罪へのあらゆる種類の関与をいう。

10 「保証預託金」とは、指定された事業体の間における支払を保証するため、現金又は証券の形で預託される金額をいう。

11 「受取人」とは、差出人により郵便為替又は郵便振替の受益者に指定される自然人又は法人をいう。

12 「第三通貨」とは、二の通貨の間で交換ができない場合に、又は口座の清算若しくは決済のために、中間的に使用される通貨をいう。

13 「利用者についての相当の注意」とは、指定された事業体の一般的な義務であり、次の義務から成る。

利用者本人確認
郵便送金指図の目的に関する情報の入手
郵便送金指図の監視
利用者に関する情報が最新のものであることとの確認

14 権限のある当局への疑わしい取引の報告
「郵便送金指図に関する電子データ」とは、電子的手段によつて一の指定された事業体から他の指定された事業体に送付されるデータ（郵便送金指図の実施、調査請求、住所の変更若しくは訂正又は払戻しに関するもの）であつて、郵便送金指図又は郵便送金指図に関連する要求の状態の変更を示すものをいい、指定された事業体によつて入力されるか指定された事業体の情報システムによつて自動的に生成されるかを問わない。

15 「個人情報」とは、差出人又は受取人を特定するための情報をいう。個人情報とは、その収集された目的のためにのみ利用することができる。

16 「郵便情報」とは、郵便送金指図の送達及び追跡、統計並びに集中清算制度のために必要な情報をいう。

17 「電子データ交換(EDI)」とは、連合のシステムと互換性のあるネットワーク及び標準様式を用いて行われるコンピュータの間における業務に関する情報の交換をいう。

18 「差出人」とは、指定された事業体に対し、連合の文書に従つて郵便送金指図を実施するよう指示を与える自然人又は法人をいう。

19 「テロリストに対する資金供与」とは、テロリズムの行為、テロリスト及びテロリストの組織への資金供与をいう。

20 「利用者の資金」とは、差出人により現金で振出側の指定された事業体に払い込まれ、振出側の指定された事業体に開設された差出人の口座より払出登記され、又は他のあらゆる安全な送金手段により支払われる金額であつて、この約定及びその施行規則に従い差出人が指定した受取人への払渡しを目的として、差出人により振出側の指定された事業体又は他の金融機関のため用意されたものをいう。

21 「振出通貨」とは、名あて国の通貨又は振り出された郵便送金指図の名あて国が認めている第三通貨をいう。

22 「振出側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、郵便送金指図を払渡側の指定された事業体に送達する指定された事業体をいう。

23 「払渡側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、名あて国において郵便送金指図の実施について責任を有する指定された事業体をいう。

24 「有効期間」とは、郵便送金指図を実施し、又は取り消すことができる期間をいう。

25 「業務が利用できる拠点」とは、利用者が郵便送金指図を預け入れ、又は受け取ることでできる物理的な又は仮想の場所をいう。

26 「手数料」とは、受取人への払渡しのために、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し支払う義務を負う金額をいう。

27 「取消権」とは、払渡しの時まで又は払渡しが行われていない場合には有効期間の満了の時まで、差出人が自己の郵便送金指図（郵便為替又は郵便振替）を取り消すことのできる権利をいう。

28 「取引先リスク」とは、契約の一方の当事者が債務不履行となるリスクであつて損失又は流動性リスクをもたらし得るものをいう。

29 「流動性リスク」とは、取引先又は決済制度への参加者が、所定の期日までに債務の全部を履行することが一時的にできなくなるリスクをいう。

30 「疑わしい取引の報告」とは、指定された事業体が、自国の法令及び連合の決議に基づいて疑わしい取引に関する情報を自国の権限のある当局に提供する義務をいう。

31 「追跡及び特定」とは、郵便送金指図の進捗状況を監視し、並びにその所在及び実施状況をいつでも特定することができる制度をいう。

32 「料金」とは、差出人が、郵便送金業務のため、振出側の指定された事業体に支払う金額をいう。

33 「疑わしい取引」とは、資金洗浄又はテロリストに対する資金供与という犯罪に結び付く一回

の又は繰り返し行われた郵便送金指図又は郵便送金指図に関する払戻しの請求をいう。

34 「利用者」とは、この約定に基づいて郵便送金業務を利用する差出人又は受取人である自然人又は法人をいう。

第三条 事業体の指定

1 加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、自己のネットワークによって郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

2 指定された事業体は、この約定に従い郵便送金業務を提供する。

第四条 加盟国の役割

1 加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、当該指定された事業体が連合の文書に従い他の指定された事業体に対して負う責任に影響を及ぼすことなく、郵便送金業務の継続の確保を図るため、必要な措置をとる。

2 加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、国際事務局を通じ、この約定の締約国である他の加盟国に対して次の事項を通報する。

2.1 指定された日から更なる通報があるまでの間における郵便送金業務の停止

2.2 新たな指定された事業体がある場合には、当該新たな指定された事業体の責任においてその業務を回復するためにとる措置

第五条 事業体の役割

1 指定された事業体は、他の事業体及び利用者に対し、郵便送金業務の実施について、責任を負う。

2 指定された事業体は、自国の法令に従い、業務リスク、流動性リスク、取引先リスク等について、責任を負う。

3 加盟国によって委託された郵便送金業務を実施するため、指定された事業体は、自ら選択する指定された事業体との間で二者間又は多数者間の取決めを行う。

第六条 郵便送金業務に関する資金の所属

1 郵便送金指図の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、それが受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、差出人に所属する。

2 郵便送金指図の有効期間中、差出人は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、当該郵便送金指図を取り消すことができる。

第七条 資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処

1 指定された事業体は、自国の法令及び国際法から生ずる義務（資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処に関するものを含む）を履行するため、すべての必要な措置をとる。

2 指定された事業体は、自国の法令に従い、自国の権限のある当局に疑わしい取引の報告を行う。

3 この約定の施行規則は、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、利用者の本人確認、利用者についての相当の注意及び規則を実施するための手続に関し、指定された事業体が履行する義務の詳細を定める。

第八条 秘密性

1 指定された事業体は、自国の法令並びに適当な場合には国際的な義務及びこの約定の施行規則に従い、個人情報、秘密性及びその利用を確保する。この条の規定は、加盟国の自国の法令に基づく要請に応じて個人情報を提供すること制限するものではない。

2 郵便送金業務を実施するために必要な情報は、秘密とされる。

3 統計のため、並びに場合によっては業務の質の評価及び集中清算のため、指定された事業体は、万国郵便連合国際事務局に少なくとも年一回郵便情報を提供することが求められる。国際事務局は、すべての個々の郵便情報を秘密のものとして取り扱う。

第九条 技術的中立

1 この約定に規定する業務を提供するために必要な情報の交換は、技術的中立の原則（当該業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）に従う。

2 郵便送金指図を実施するための手続（預入れ、入力、送達、払渡し、払戻し、調査請求の処理又は受取人に資金を払い渡す期限に係る条件を含む）は、郵便送金指図の送達のために利用される技術に応じて異なり得る。

3 郵便送金業務は、異なる技術の組合せに基づいて提供することができる。

第二章 一般原則及び業務の質

第十条 一般原則

1 ネットワークを通じた利用の容易さ

1.1 郵便送金業務は、できる限り多くの利用者の当該業務への利用の容易さを確保するため、指定された事業体により、そのネットワーク又は他の提携するネットワークを通じて提供される。

1.2 すべての利用者は、指定された事業体との間における契約上又は商業上の関係にかかわらず、郵便送金業務を利用することができ

資金の分離

2.1 利用者の資金については、分別管理を行う。当該資金及び当該資金から生ずる流れは、事業体の他の資金及びその流れ、特に事

業体自体の資金から分離される。

2.2 指定された事業体の間における手数料に関する決済は、利用者の資金に関する決済とは区別される。

郵便送金指図に係る振出通貨及び払渡通貨

3.1 郵便送金指図の金額は、名あて国の通貨又は名あて国が認めている他の通貨をもって表示し、及び払い渡す。

4 拒否の不可能性

4.1 電子的な手段による郵便送金指図の送達

は、適用される技術基準に伝達情報が適合する場合においては、振出側の指定された事業体は当該指図の存在に疑義を差し挟んではならず、また、払渡側の指定された事業体は当該指図を受け取った事実を否定してはならないという意味において、拒否の不可能性の原則に従う。

4.2 電子的な手段によって送達される郵便送金指図の拒否の不可能性は、指定された事業体

郵便送金指図の実施

5.1 指定された事業体の間で送達された郵便送金指図は、実施されなければならない。ただし、この約定及び自国の法令に従うことを条件とする。

5.2 指定された事業体のネットワークにおいて、差出人によって振出側の指定された事業体に払い込まれる金額は、払渡側の指定された事業体によって受取人に払い渡される金額と同一のものとする。

5.3 受取人への払渡しは、払渡側の指定された事業体が相当額を差出人から受領することを条件とし、当該払渡しは、振出側の指定された事業体が、払渡側の指定された事業体に対し内払金を支払い、又は決済用口座に入金する義務を履行していることを条件として行われる。

料金の設定

6.1 振出側の指定された事業体は、郵便送金業務の料金を定める。 6.2 6.1に規定する料金には、差出人の要求する選択的又は補足的な業務に応じて、経費を加えることができる。 7 料金の免除 7.1 捕虜及び抑留された文民に送達する郵便物の郵便料金の免除に関する万国郵便条約の規定は、このような受取人に係る郵便送金業務についても適用することができる。 8 払渡側の指定された事業体に対する手数料 8.1 払渡側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施のため、振出側の指定された事業体から手数料を受領する。 9 指定された事業体の間における決済の頻度 9.1 差出人により、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度は、手数料についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度と異なるものとする。受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額は、少なくとも毎月一回決済される。 10 利用者への情報提供の義務 10.1 利用者は、次の情報を得る権利を有する。 当該情報は、公表され、かつ、すべての差出人に通知されるものとする。 郵便送金業務の提供条件、料金、経費、為替の換算率及び方法、責任を実施する条件並びに情報提供及び調査請求の業務を行う場所 10.2 10.1に規定する情報は、無償で提供される。 11 第十一条 業務の質 1 指定された事業体は、団体商標によつて郵便送金業務を特定することを決定することができる。 第三章 電子データ交換に関する原則 第十二条 相互運用性 ネットワーク	1.1 指定された事業体は、すべての指定された事業体の間における郵便送金業務の実施に必要なデータの交換を確保し、及び業務の質について監視するため、連合の電子データ交換（EDI）のシステム又はこの約定に従つて郵便送金業務の相互運用性を確保する他のシステムを使用する。 第十三条 電子的な交換の安全性の確保 1 指定された事業体は、その設備が適切に機能することについて責任を負う。 2 データの電子的な送付は、送付するデータの真正性及び完全性を確保するため、安全でなければならない。 3 指定された事業体は、国際基準に従い、取引を安全なものとしなければならない。 第十四条 追跡及び特定 1 指定された事業体は、利用する制度は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで若しくは受取人の口座に受入登記される時まで、又は必要な場合には差出人に払い戻される時まで、差出人が自己の郵便送金指図及びその取消しの処理を監視することができるものとする。 第二章 郵便送金業務に関する規則 第十五条 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達 1 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定める。 2 郵便送金指図の有効期間については、延長することができない。当該有効期間については、この約定の施行規則に定める。 第十六条 確認及び資金の引渡し 1 払渡側の指定された事業体は、自国の法令に従つて受取人の本人確認を行い、受取人の提供する情報が正確であることを確認した後、現金による払渡しを行う。払込為替又は振替の場合には、受取人の口座に当該払渡しの金額を受入登記する。 2 資金の引渡しの期限は、指定された事業体の	間における多数者間及び二者間の取決めににより設定される。 第十七条 限度額 1 指定された事業体は、自国の法令に基づいて設定する差出し及び受取の限度額を万国郵便連合国際事務局に通報する。 第十八条 払戻し 1 払戻しの範囲 1.1 郵便送金業務の枠組みにおける払戻しについては、振出国の通貨による郵便送金指図の全額を対象とする。払い戻される金額は、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記した金額に等しいものとする。指定された事業体に過失があつた場合には、払戻しの金額に郵便送金業務の料金を加算する。 第二章 調査請求及び責任 第十九条 調査請求 1 調査請求は、郵便送金指図が受け付けられた日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。 2 指定された事業体は、自国の法令に従うことを条件として、郵便送金指図に係る調査請求の料金を利用者から徴収する権利を有する。 第二十条 利用者に対する指定された事業体の責任 1 資金の取扱い 1.1 振出側の指定された事業体は、郵便送金指図が正規に払い渡され、若しくは受取人の口座に受入登記される時まで、又は差出人に対し現金若しくは差出人の口座への受入登記により払い戻される時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について差出人に対して責任を負う。 第二十一条 指定された事業体相互の義務及び責任 1 指定された事業体は、自らが行った誤りについて責任を負う。 2 責任に関する条件及びその責任の範囲については、この約定の施行規則に定める。	第二十二条 指定された事業体に対する免責 1 指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。 1.1 業務の実施における遅延があつた場合 1.2 郵便送金業務に関する情報の不可抗力による損傷のため郵便送金指図の実施について説明することができない場合。ただし、指定された事業体の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。 1.3 損害が、特に、郵便送金指図の裏付けとなる正確な情報（送金される資金が合法的な出所からのものであること及び郵便送金指図が合法的な目的で行われるものであることを含む）を提供する差出人の責任に関する当該差出人の過失又は怠慢から生じたものである場合 1.4 送金された資金が差し押えられた場合 1.5 捕虜又は抑留された文民の資金の場合 1.6 利用者がこの約定の施行規則に定める期間内に調査請求を行わなかつた場合 1.7 振出国における郵便送金業務の時効期間が満了した場合 第二十三条 責任に関する留保 1 二国間の合意がある場合を除くほか、責任に関する第二十条から前条までの規定については、いかなる留保も付することができない。 第三章 財務関係 第二十四条 会計規則及び財務規則 1 会計規則 1.1 指定された事業体は、この約定の施行規則に定める会計規則を遵守する。 2 月次計算書及び総計算書の作成 2.1 払渡側の指定された事業体は、振出側の指定された事業体ごとに、郵便送金業務の払渡金額についての月次計算書を作成する。この月次計算書は、内払金を含む総計算書であつて残高を明らかにするものに同一の間隔で組み込む。
---	---	---	---

3 内払金

3.1 指定された事業体の間の交換において不均衡が生じた場合には、振出側の指定された事業体は、少なくとも月一回、期間の始めに、払渡側の指定された事業体に対して内払金を支払う。決済の頻度が週一回を超える場合には、事業体は、内払金の免除について取り決めることができる。

4 集中口座

4.1 原則として、指定された事業体は、利用者の資金のために一の集中口座を有する。これらの資金は、受取人に払い渡された郵便送金指図を決済し、又は実施されなかった郵便送金指図を差出人に払い戻すためにのみ使用する。

4.2 指定された事業体が支払う内払金は、払渡側の指定された事業体の集中口座に受入登記される。これらの内払金については、受取人への払渡しのためにのみ使用する。

5 保証預託金

5.1 この約定の施行規則に定める条件に基づき、保証預託金の支払を要求することができる。

1 集中決済

1.1 指定された事業体の間の決済は、この約定の施行規則に定める手続に従って集中清算機関を通じて行うことができるものとし、指定された事業体の集中口座から行う。

2 二者間の決済

2.1 総計算書の残高に基づく請求

2.1.1 一般的に、集中清算制度に参加していない指定された事業体は、総計算書の残高に基づいて自己の口座の決済を行う。

2.2 決済用口座

2.2.1 指定された事業体は、郵便振替制度を有する場合に、相互に決済用口座を開設し、当該口座を通じて、郵便送金業務に係る相互間の債務及び債権を決済することができる。

できる。

2.2.2 指定された事業体が郵便振替制度を有しない場合には、他の金融機関に決済用口座を開設することができる。

2.3 決済のための通貨

2.3.1 決済については、名あて国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部 経過規定及び最終規定

第二十六条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しないすべての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、正当な理由を有するものとする。

3 この約定に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この約定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの約定の最終議定書に規定する。

第二十七条 最終規定

1 この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。

2 万国郵便連合憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

3.1 大会議に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、この

約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限り。）であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限り。）であつて大会議に代表を出しているものの二分の一以上が出席していなければならない。

3.2 この約定の施行規則に関する議案は、実施されるためには、この約定の締約国である郵便業務理事会の理事国（投票権を有するものに限り。）の過半数による議決で承認されなければならない。

3.3 大会議から大会議までの間に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.3.1 規定の追加に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限り。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.3.2 この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限り。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上の過半数

3.3.3 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

3.4 3.3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された追加に適合していない場合には、当該追加の通報の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第二十八条 この約定の効力発生及び有効期間

1 この約定は、二千年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効

力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千年八月十二日にジュネーブで作成した。

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求め

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約

この条約の締約国は、南東大西洋におけるすべての海洋生物資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること並びに海洋生物資源の存在する環境及び海洋生態系を保護することを約束し、

南東大西洋の公海における漁業資源の効果的な保存及び管理が緊急かつ継続的に必要であることを認識し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストランドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の関連規定を認識し、並びに国際連合食糧農業機関の千九百九十三年の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び同機関の千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範を考慮し、

南東大西洋における生物資源の保存及び管理について相互に協力する諸国の義務を認識し、

漁業資源の管理に当たっては、千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリノグ魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定に定める原則及び国際連合食糧農業機関の千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範に従い、予防的な取組方法を実施することに從事し、

公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用のため、必要な措置について合意する適当な小地域の又は地域的機関を通じて諸国間の協力が必要であることを認識し、

責任ある漁業を行うことを約束し、

沿岸国が、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び国際法の一般原則に従い、自国の管轄の下にある水域を設定し、かつ、当該水域内において海洋生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を行使していることに留意し、

一貫性のある保存管理措置を確保するため、沿岸国並びに南東大西洋の漁業資源に現実の利害関係を有する他のすべての国及び組織と協力することを希望し、

海洋生物資源から得られる衡平な利益のため、経済的及び地理的な配慮並びに開発途上国及びその沿岸地域の特別な要請を認識し、

この条約の締約国でない国であつてこの条約に基づいて採択する保存管理措置の適用に同意しないものに対し、当該国の旗を掲げる船舶がこの条約の対象となる資源の漁獲に從事することを認めないよう求め、

南東大西洋における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用のための機関を設立することがこれらの目的に最も寄与することを確信し、前記の事項を達成することが、全人類の利益、特に開発途上国の特別な利益及び必要性のため、

公正かつ衡平な経済秩序の実現に貢献することに留意して、
次のとおり協定した。

第一条 用語

この条約の適用上、

(a) 「千九百八十二年の条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b) 「千九百九十五年の協定」とは、千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリノグ魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

(c) 「沿岸国」とは、自国の管轄の下にある水域が条約水域に接続する締約国をいう。

(d) 「委員会」とは、第五条の規定に従つて設置する南東大西洋漁業委員会をいう。

(e) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(f) 「監督措置」とは、委員会が第十六条の規定に基づいて採択する監視、検査、遵守及び取締りに関する決定又は行動をいう。

(g) 「漁業管理機関」とは、海洋生物資源に関する規制措置をとる権限を有する政府間機関をいう。

(h) 「漁獲」とは、次のことをいう。

(i) 漁業資源を実際に探索し、若しくは採捕すること又は探索しようとし、若しくは採捕しようとする。

(ii) 科学的調査を含むあらゆる目的で、漁業資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(iii) 漁業資源の集魚装置又は関連設備(無線標識を含む)を設置し、探索し、又は回収すること。

(iv) この(h)に規定する活動を支援し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における作業を除く。

(v) この(h)に規定する活動に関連し、航空機を使用すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における飛行を除く。

(i) 「漁業主体」とは、千九百九十五年の協定第一条3に規定する漁業主体をいう。

(j) 「漁船」とは、漁業資源の商業上の採捕のために使用され、又は使用されることを目的とする船舶(母船その他そのような漁獲操業に直接従事する船舶及び転載に従事する船舶を含む)をいう。

(k) 「漁業調査船」とは、(h)に定義する漁獲であつて科学的調査を目的とするものに従事する船舶(常時調査に従事する船舶及び通常は商業的な漁獲操業又は漁獲の補助活動に従事する船舶を含む)をいう。

(l) 「漁業資源」とは、条約水域内の魚類、軟体動物、甲殻類その他定着性の種族をいい、次のものを除く。

(i) 千九百八十二年の条約第七十七条4に規定する沿岸国の漁業管轄権の対象となる定着性の種族

(ii) 千九百八十二年の条約附属書Iに掲げる高度回遊性の種

(m) 「旗国」とは、別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかのものをいう。

(i) 船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国

(ii) 地域的な経済統合のための機関であつて、船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国が構成するもの

(n) 「海洋生物資源」とは、海洋生態系のすべての生物学的な構成要素(海鳥を含む)をいう。

(o) 「地域的な経済統合のための機関」とは、別

段の定めがある場合を除くほか、当該機関のすべての構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限(当該事項に關しその構成国を拘束する決定を行う権限を含む)の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(d) 「転載」とは、寄港国により陸揚げを記録されることなく、海上又は港において漁船内の全部又は一部の漁業資源を他の漁船に積み卸すことをいう。

第二条 目的

この条約は、この条約の効果的な実施を通じて、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

第三条 一般原則

締約国は、この条約の目的を実現するに当たり、適当な場合には南東大西洋漁業機関を通じて、特に、次のことを行う。

(a) 入手することのできる最良の科学的証拠に基づき、この条約が適用される漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するための措置を採択すること。

(b) 第七条の規定に従い、予防的な取組方法を適用すること。

(c) 漁獲操業が海鳥、鯨類、あざらし類、うみがめ類等生態学上関連する種に及ぼす影響を十分に考慮しつつ、漁業資源に関するこの条約の規定を適用すること。

(d) 必要な場合には、採捕の対象となる漁業資源と同一の生態系に属する種又は当該漁業資源に関連し、若しくは依存する種の保存管理措置を採択すること。

(e) 漁業の慣行及び管理措置においては、海洋生物資源全体への有害な影響を最小にする必要に十分な考慮を払うことを確保すること。

(f) 海洋環境における生物の多様性を保全すること。

第四条 地理的適用

この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、条約水域・緯度線及び子午線に沿って次の点を結ぶ線により囲まれる水域のうち、国の管轄の下にある水域を越える全水域をいう。）に適用する。

南緯六度の国の管轄の下にある水域の外縁から真西に西経十度の子午線まで、そこから真北に赤道まで、そこから真西に西経二十度の子午線まで、そこから真南に南緯五十度の緯度線まで、そこから真東に東経三十度の子午線まで、そこから真北にアフリカ大陸の海岸までの線

第五条 機関

1 締約国は、この条約により南東大西洋漁業機関（以下「機関」という。）を設立する。締約国は、機関を維持することに合意する。

2 機関は、次のものから成る。

(a) 委員会

(b) 補助機関としての遵守委員会及び科学委員会並びにこの条約の目的の達成を補助するために委員会が随時設置する他の補助機関

(c) 事務局

3 機関は、法人格を有するものとし、各締約国の領域において、その任務の遂行及びこの条約の目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における機関及びその職員の特権及び免除は、機関と当該締約国との間の合意によって決定する。

4 機関の公用語は、英語及びポルトガル語とする。

5 機関の本部は、ナミビアに置く。

第六条 委員会

1 各締約国は、委員会の構成国となる。

2 各構成国は、委員会に対し一人の代表を任命するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。

3 委員会は、次の任務を遂行する。

(a) 必要とされる保存及び管理について特定すること。

(b) 保存管理措置を作成し、及び採択すること。

と。

(c) 総漁獲死亡率（非漁獲対象種のものを含む。）を考慮しつつ、総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること。

(d) 漁獲への参加の性質及び範囲を決定すること。

(e) 資源の状態を検討し、並びに資源に関連する情報を収集し、分析し、及び普及させること。

(f) 条約水域及びこれに接続する国の管轄の下にある水域の漁業資源に関する科学的調査を奨励し、促進し、及び、適当な場合には合意により、調整すること。

(g) 次条の規定に従って作成する予防的な取組方法に基づき資源を管理すること。

(h) 効果的な監視、規制、監督及び取締りのための適切な協力の仕組みを設けること。

(i) 条約水域における規制及び取締りに関する措置を採択すること。

(j) 科学的調査を目的とする漁獲の実施に関する措置を作成すること。

(k) データの収集、提出、検証、取得の機会及び使用に関する規則を作成すること。

(l) 適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的助言の入手可能性を確保するため、正確かつ完全な統計的データを編集し、及び普及させること。

(m) 遵守委員会、科学委員会、他の補助機関及び事務局に対し指示すること。

(n) 機関の予算を承認すること。

(o) 任務を遂行するために必要なその他の活動を実行すること。

4 委員会は、その手続規則を採択する。

5 委員会は、国際法に従い、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶が委員会の合意した措置を遵守するよう促進するための措置を採択する。

6 委員会は、その決定を作成するに当たり、科学委員会及び遵守委員会からの勧告及び助言を十分に考慮し、特に、資源の生物学的・一体的な

他の生物学的特性を十分に考慮する。

7 委員会は、効力を有する自己の保存管理措置及び監督措置を公表し、並びに実行可能な限り条約水域において効力を有する他の保存管理措置の記録を保持する。

8 3に規定する措置には、次のものを含めることができる。

(a) 採捕することのできる種の量

(b) 漁獲が可能な水域及び期間

(c) 採捕することのできる種の大きさ及び性別

(d) 使用することのできる漁具及び漁法

(e) 漁獲努力量（使用することのできる船舶の数、種類及び大きさを含む。）

(f) 地域及び小地域の指定

(g) 種を保護する目的で漁業を規制する他の措置

(h) この条約の目的を達成するために委員会が必要と認める他の措置

9 この条約に基づいて委員会が採択する保存管理措置及び監督措置は、第二十三条の規定に従って効力を生ずる。

10 委員会は、千九百八十二年の条約第百十六条から第百十九条までの規定を考慮しつつ、この条約の目的の達成に影響を及ぼすと委員会が認めるいづれかの活動について、この条約の非締約国又はこの条約の当事者でない漁業主体の注意を喚起することができる。

11 委員会は、次の事項を損なうと委員会が認めないいづれかの活動について、すべての締約国の注意を喚起する。

(a) 締約国によるこの条約の目的の達成に

(b) 当該締約国によるこの条約に基づく義務の遵守

12 委員会は、他の組織により定められた措置であって条約水域における海洋生物資源に影響を及ぼすものを考慮するものとし、また、この条約の目的を害することなく、当該措置との整合性の確保に努める。

13 委員会は、いづれかの締約国が機関の作業に

参加しなくなつたと決定する場合には、当該締約国と協議する。また、適当と認める場合には、このような事態に取り組むための決定を行うことができる。

第七条 予防的な取組方法の適用

1 委員会は、漁業資源の保護及び海洋環境の保全のため、予防的な取組方法を漁業資源の保存、管理及び開発について広く適用する。

2 委員会は、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払う。十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としてはならない。

3 委員会は、この条の規定を実施するに当たり、予防的な取組方法の適用に関する最良の国際慣行（千九百九十五年の協定附属書Ⅱ及び国際連合食糧農業機関の千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範を含む。）に考慮を払う。

第八条 委員会の会合

1 委員会は、年次会合その他必要と認められる会合を開催する。

2 委員会の第一回会合は、締約国のうち二以上の国が条約水域において漁獲活動を行っている場合には、この条約の効力発生から三箇月以内に開催するものとし、いかなる場合においてもこの条約の効力発生から六箇月以内に開催する。ナミビア政府は、委員会の第一回会合について締約国と協議する。仮議事日程については、会合の日の一箇月前までに各署名国及び締約国に通報する。

3 委員会の第一回会合は、特に、事務局による附属書の規定の実施に関連する経費並びに第六

条3(k)及び(1)に規定する委員会の任務を遂行するための措置を優先的に検討する。

4 委員会の第一回会合は、機関の本部で開催する。その後も、委員会の会合は、委員会が別段の決定を行わない限り、機関の本部で開催する。

5 委員会は、締約国の代表のうちから議長及び

副議長を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、更に二年の任期について一回に限り再選される資格を有する。最初の議長は、委員会の第一回会合において最初の任期を三年として選出される。議長及び副議長は、同一の締約国の代表であつてはならない。

6 委員会は、この条約の非締約国の代表がオブザーバーとして参加することを規律する手続規則を採択する。

7 委員会は、政府間機関の代表がオブザーバーとして参加することを規律する手続規則を採択する。

8 条約水域に存在する資源に関心を有する非政府機関の代表は、委員会が採択する規則に従うことを条件として、機関の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えられる。

9 委員会は、8に規定するオブザーバーとしての参加を規律し、及び機関の活動の透明性について規定する規則を採択する。この規則は、この点に関して、不当に制限的であつてはならず、また、機関の記録及び報告の入手に関する手続規則に従うことを条件として、当該機関の記録及び報告を適時に入手する権利について定めるものとする。委員会は、当該手続規則を定める限り速やかに採択する。

10 締約国は、6及び7に規定するオブザーバーとしての参加に関する規則が委員会により採択されるまでの間、この条約の非締約国及び政府間機関の代表をオブザーバーとして招請することをコンセンサス方式によつて決定することができる。

第九条 遵守委員会

1 各締約国は、遵守委員会に対し一人の代表を任命する権利を有するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。

2 遵守委員会の任務は、委員会が別段の決定を行わない限り、保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を委員会に提供することとする。

こととする。

3 遵守委員会は、その任務の遂行に当たり、委員会が指示する活動を実施し、及び次のことを行う。

(a) 機関により又は機関に代わつて行われる遵守活動の調整を行うこと。

(b) 共通の関心事に関し、科学委員会と調整を行うこと。

(c) 委員会が指示する他の職務を遂行すること。

4 遵守委員会は、委員会が必要と認めるときに会合を開催する。

5 遵守委員会は、その会合の運営及びその任務の遂行のための手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。当該手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。当該手続規則には、少数派によつて作成された報告を提出するための手続を含める。

6 遵守委員会は、委員会の承認を得て、遵守委員会の任務の遂行に必要な補助機関を設置することができる。

第十条 科学委員会

1 各締約国は、科学委員会に対し一人の代表を任命する権利を有するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。

2 科学委員会は、必要に応じて特別に専門家の助言を求めることができる。

3 科学委員会の任務は、この条約の対象となる漁業資源に関する保存管理措置の作成のために委員会に科学的助言及び勧告を行うこと並びに条約水域の海洋生物資源に関する知識を向上させるための科学的調査に関する協力を奨励し、及び促進することとする。

4 科学委員会は、その任務の遂行に当たり、委員会が指示する活動を実施し、及び次のことを行う。

(a) 条約水域の海洋生物資源に関連する情報の収集、研究及び交換について協議し、協力し、及び奨励すること。

(b) 保存管理措置を決定する際に用いられる基準及び手法を定めること。

(c) 関連する海洋生物資源の個体群の状態及び傾向を評価すること。

(d) 漁獲その他人間の活動が漁業資源の個体群に及ぼす直接的及び間接的な影響に関するデータを分析すること。

(e) 漁獲の方法又は水準について提案された変更及び提案された保存管理措置の潜在的な影響を評価すること。

(f) 保存管理措置及び調査に関する報告又は勧告を指示又は自己の発意によつて委員会に送付すること。

5 科学委員会は、その任務の遂行に当たり、他の漁業管理機関、技術機関及び科学機関の作業を考慮するよう努める。

6 科学委員会の第一回会合は、委員会の第一回会合の後三箇月以内に開催する。

7 科学委員会は、その会合の運営及びその任務の遂行のための手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。当該手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。当該手続規則には、少数派によつて作成された報告を提出するための手続を含める。

8 科学委員会は、委員会の承認を得て、科学委員会の任務の遂行に必要な補助機関を設置することができる。

第十一条 事務局

1 委員会は、委員会が決定する手続及び条件に従つて事務局長を任命する。

2 事務局長は、四年の任期で任命されるものとし、更に四年を超えない任期について一回に限り再任されることとする。

3 委員会は、必要な事務局の職員を認めるものとし、事務局長は、委員会が承認する職員に関する規則に従つて、職員を任命し、指揮し、及び監督する。

4 事務局長及び事務局は、委員会が委任する任務を遂行する。

第十二条 財政及び予算

1 委員会は、各年次会合において機関の予算を採択する。委員会は、予算の規模を決定するに当たり、費用対効果の原則に妥当な考慮を払う。

2 事務局長は、機関の次の会計年度の予算案を作成し、委員会の年次会合の六十日前までに締約国に送付する。

3 各締約国は、予算に係る分担金を支払う。各締約国による分担金は、均等な基本額及びこの条約の対象となる種の条約水域における総採捕量に基づく額の組合せに従うものとする。委員会は、各締約国の経済状況を考慮しつつ、分担金に適用する割合を採択し、及び改正する。条約水域に接続する領域を有する締約国については、経済状況とは、当該領域の経済状況をいう。

4 この条約の効力発生の後最初の三年間又は委員会が決定するそれより短い期間については、各締約国の分担金の額は、均等なものとする。

5 委員会は、その任務の遂行に関連した目的のために、組織、個人その他のものに対し財政的拠出その他の形式による援助を要請し、及びこれらの援助を受けることができる。

6 機関の財政的活動(3に規定する分担金の割合を含む)は、委員会が採択する財政規則に従つて行われるものとし、委員会が任命する独立した会計監査人による年次監査を受ける。

7 各締約国は、機関の組織の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

8 機関に対し二年間を超えて支払が延滞している締約国は、委員会が別段の決定を行わない限り、委員会による決定に参加することができない。

(a) 委員会による決定に参加することができない。

(b) 延滞している金額を機関に支払うまでの間、委員会が採択する措置を受諾しない旨の通告を行うことができる。

第十三条 締約国の義務

1 各締約国は、条約水域内の自国の活動に關し、次のことを行う。 (a) この条約の対象となる漁業資源に関する科学的、技術的及び統計的データを収集し、及び交換すること。 (b) 効果的な資源評価を促進するために十分に詳細なデータが収集され、かつ、委員会の要請を満たすためにデータが適時に提供されることを確保すること。 (c) 当該データの正確性を検証するための適当な措置をとること。 (d) 委員会が要求する統計的及び生物学的データ及び情報その他のデータ及び情報を機関に毎年提供すること。 (e) 採捕量及び漁獲努力量に関する信頼し得る統計の編集を促進するため、自国の漁獲活動に関する情報（漁獲水域及び漁船に関する情報を含む。）を、委員会が要求する方法及び間隔で、機関に提供すること。 (f) 委員会が採択する保存管理措置を実施するためにとる措置に関する情報を、委員会が要求する間隔で、委員会に提供すること。 2 各沿岸国は、ストラドリング魚類資源に関連して自国の管轄の下にある水域で行われる活動について、1の規定に従って要求されるデータを機関に提供する。 3 各締約国は、この条約並びに委員会が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施する。 4 各締約国は、委員会が採択する措置の実効性を確保するため、委員会が採択する措置及び国際法に従って適当な措置をとる。 5 各締約国は、この条の規定に従ってとった実施措置及び遵守措置（違反に対して課した制裁を含む。）についての年次報告を委員会に送付する。 6 (a) 各締約国は、自国民であつて条約水域において漁獲を行うもの及び自国の産業界によるこの条約の遵守を確保するため、旗国の責任	の優位性を害することなく、最大限可能な範囲で、措置をとり、又は協力する。各締約国は、自国がとる措置を委員会に定期的に通報する。 (b) 委員会が締約国に与える漁獲の機会は、締約国の旗を掲げる船舶によつてのみ行使される。 7 各沿岸国は、自国の管轄の下にある水域であつて条約水域に接続するものにおける漁業資源について採択した措置を機関に定期的に通報する。 8 各締約国は、この条約に従つて負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利を権利の濫用とならないように行使する。 第十四条 旗国の義務 1 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する保存管理措置及び監督措置を遵守すること並びに当該保存管理措置及び監督措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。 2 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶に關しこの条約に基づく責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲のために使用することを許可する。 3 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶に關し適切な措置をとる。当該措置については、委員会が採択する措置に従うものとし、また、当該委員会が採択する措置を実施し、かつ、既存の国際慣行を考慮するものとする。そのような措置には、特に、次のものを含める。 (a) 自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する措置に対して違反を犯している容疑がある場合において、旗国としてこれについて速やかに調査を行うこと及び当該違反の容疑に對してとる行動について十分な報告を行うことを確保するための措置 (b) 漁獲を行う許可を与えることによる条約水域における自国の旗を掲げる船舶の規制	(c) 条約水域において漁獲を行う許可を与えた漁船に關する自国の記録の作成及び委員会と共有するための当該記録の定期的な提供 (d) 漁船及び漁具の識別のための標識の義務付け (e) 船舶の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の採捕量、陸揚量、転載量、漁獲努力量その他の関連する漁業データの記録並びに適時の報告の義務付け (f) 保存管理措置の実効性が損なわれないことを確保するための転載の規制 (g) 委員会が合意する任務を遂行するための他の締約国のオブザーバーの乗船等を認める措置 (h) 委員会が合意する船舶監視システムの使用を義務付ける措置 4 各締約国は、条約水域に接続する水域において、当該接続する水域及び条約水域に存在する資源を対象として自国の旗を掲げる船舶により許可なく行われる漁獲が委員会の合意する措置を損なわないことを確保する。 第十五条 寄港国の義務及び寄港国がとる措置 1 この条約に従つて寄港国がとる措置については、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置を国際法に従つてとる寄港国の権利及び義務が十分に考慮されるものとする。 2 各締約国は、漁船が自国の港又は沖合の係留施設に任意にとどまる場合には、委員会が合意する措置に従い、特に、当該漁船上の書類、漁具及び採捕物を検査する。 3 各締約国は、この条約の対象となる資源の採捕物が、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶により委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう方法で採捕されたことを認める場合には、委員会が合意する措置に従い、当該船舶による陸揚げ及び転載を禁止する規則を国際法に従つて採択する。	4 寄港国は、締約国の船舶による委員会が採択する保存管理措置及び監督措置の違反があつたと認める場合には、関係する旗国及び適当な場合には委員会の注意を喚起する。当該寄港国は、当該旗国及び委員会に対し、その事案についての十分な資料（検査の記録を含む。）を提供する。この場合には、当該旗国は、当該事案に關してとった措置の詳細を委員会に提出する。 5 この条のいかなる規定も、国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。 6 この条の規定に基づくすべての措置は、国際法に従つてとるものとする。 第十六条 監視、検査、遵守及び取締り 1 締約国は、条約水域において、自国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に關する自国による旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度（以下「制度」という。）を委員会を通じて確立する。制度は、委員会が合意する保存管理措置の遵守を確保するため、この条約及び適当な場合には千九百九十五年の協定に基づく締約国の義務を締約国が効果的に履行することを確保することを主要な目的とする。 2 委員会は、制度を確立するに当たり、特に、次の原則を指針とする。 (a) 制度の効果的な実施を確保するため、締約国間の協力を促進すること。 (b) 制度が本質的に公平かつ無差別なものであること。 (c) 委員会が合意する保存管理措置の遵守を検証すること。 (d) 委員会が合意する措置に違反する侵害の報告について迅速な行動をとること。 3 2の原則を適用するに当たり、制度には、特に、次のものを含める。 (a) 監督措置（船舶に対する漁獲の許可、船舶及び漁具の標識、漁獲活動の記録並びに人工衛星による監視等の手法による船舶の移動及
---	--	---	--

び活動に関する準リアルタイムの報告を含む。 (b) 海上及び港における検査計画(相互主義に基づく船舶に対する乗船及び検査のための手続を含む。) (c) 監視の実施に関する共通の基準に基づくオプザバー計画(特に、締約国の旗を掲げる船舶への当該締約国の同意を得て行われる他の締約国によるオプザバーの配置に関する取決め、漁船及び漁業調査船の大きさ及び種類に応じた適当な乗船率並びに保存管理措置に対する明らかな違反に関する情報についてオプザバーによる報告のための措置であつてオプザバーの安全を確保する必要性を考慮するものを含む。) (d) 制度の下で発見された違反に対するその後の手続(調査に関する基準、報告手続、訴訟手続及び制裁の通報並びに他の取組活動を含む。) 制度は、多数国間の、かつ、統合的な性格を有するものとする。 5 条約水域において、締約国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に関する締約国の旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、この条約の不可分の一部を成す附属書に規定する暫定的措置をこの条約の効力発生時から適用する。当該措置は、制度が確立されるまでの間又は委員会が別段の決定を行うまでの間、効力を有する。 6 委員会は、この条約の効力発生から二年以内に委員会による制度の確立に至らない場合には、この条約及び適当な場合には千九百九十五年の協定に基づく締約国の義務を締約国が効果的に履行することを強化するため、いずれかの締約国の要請により、乗船及び検査の手続の採択に関する緊急の検討を行う。この目的のため、委員会の特別会合を開催することができ	1 実質事項に関する委員会の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行う。ある事項が実質事項であるか否かの問題は、実質事項として取り扱う。 2 1に規定する事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。 3 この条約に従つて意思決定が行われる場合には、一地域的な経済統合のための機関は、一の票のみを有する。 第十八条 他の組織との協力 1 機関は、適当な場合には、国際連合食糧農業機関及び他の専門機関と相互の関心事項について協力する。 2 機関は、条約水域における海洋生物資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保に関心を有する他の政府間機関との作業上の協力関係であつて、当該政府間機関の作業に貢献することができものを発展させるよう努める。 3 委員会は、この条に規定する組織及び適当な場合には他の組織と取決めるを行うことができる。委員会は、これらの組織に対し、委員会又は機関の補助機関の会合にオプザバーを派遣するよう招請することができる。 4 機関は、第二条及び第三条の規定を漁業資源に適用するに当たり、他の関連する漁業管理機関と協力するものとし、また、当該漁業管理機関が地域に適用する保存管理措置を考慮する。 第十九条 保存管理措置の一貫性 1 締約国は、公海及び国の管轄の下にある水域におけるストラドルリング魚類資源に関し採択される保存管理措置の一貫性を確保する必要性を認識する。このため、締約国は、条約水域及びいずれかの締約国の管轄の下にある水域に存在する漁業資源について、一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。適当な締約国及び委員会は、当該保存管理措置の一貫性を促進する。この一貫性は、千九百八十二年の条約第六十一条及び第百九十九条の規定に従つてと	られる措置を損なわない方法で確保されるものとする。 2 沿岸国及び委員会は、1の規定の適用上、1に規定する漁業資源を対象とする漁業に関するデータ及び当該資源の状態に関する統計的データの報告及び交換のための基準を作成し、及び当該基準について合意する。 3 各締約国は、この条の規定に従つてとる措置及び同規定に従つて行う決定について常時委員会に通報する。 第二十条 漁獲の機会 1 委員会は、漁獲の機会への参加の権利の性質及び範囲を決定するに当たり、特に、次の事項を考慮する。 (a) 漁業資源その他の海洋生物資源を含む。 (b) 状態及び現在の漁獲努力量。この場合において、委員会は、科学委員会の助言及び勧告を考慮する。 (c) 条約水域におけるそれぞれの利益、過去及び現在の漁獲の態様(採捕量を含む)並びに慣行 (d) 漁業の発展段階 (e) 自国の管轄の下にある水域に資源が存在する開発途上国の利益 (f) 条約水域における漁業資源の保存及び管理に対する貢献(情報の提供、調査の実施並びに効果的な監視、規制、監督及び取締りのための協力の仕組みを設けるためにとる措置を含む。) (g) 新規又は探査中の漁場への貢献。この場合において、委員会は、千九百九十五年の協定第六十六条に規定する原則を考慮する。 (h) 南東大西洋の資源の漁獲に主として依存している漁獲を営む沿岸地域の必要性 (i) 自国の経済が漁業資源の開発に依存する度合いが極めて高い沿岸国の必要性 委員会は、1の規定を適用するに当たり、特に、次のことを行うことができる。 (a) 締約国に対し、年間割当量の配分又は漁獲	努力量の制限を設定すること。 (b) 探査及び科学的調査のための採捕量を配分すること。 (c) 必要な場合には、この条約の非締約国のための漁獲の機会を別に設けること。 3 委員会は、締約国による保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を考慮しつつ、合意される規則に従うことを条件として、締約国の割当量の配分、漁獲努力量の制限及び漁獲の機会への参加について検討する。 第二十一条 地域における開発途上国の特別な要請の認識 1 締約国は、漁業資源の保存、管理及び開発に関する地域の開発途上国の特別な要請を十分に認識する。 2 締約国は、この条約の対象となる資源の保存管理措置を定めることに協力する義務を履行するに当たり、特に次の事項に関する地域の開発途上国の特別な要請を考慮する。 (a) 海洋生物資源の利用(自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む)に依存する地域の開発途上国のぜい弱性 (b) 自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者及び女性の漁業労働者に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者による漁場の利用可能性を確保する必要性 (c) 当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に地域の開発途上国に転嫁されないことを確保する必要性 締約国は、委員会及び漁業資源の管理に関与する他の小地域的又は地域的機関を通じて、協力して次のことを行う。 (a) 漁業資源の保存及び管理並びに漁業資源に関する漁場の開発のための地域の開発途上国の能力を高めること。 (b) 漁業資源を漁獲する可能性のある地域の開発途上国がこれらの漁業資源を対象とした漁業に参加することができるように、当該開発
--	--	--	--

途上国を援助すること(この条約に従って漁業への参加を容易にすることを含む)。

4 この条に定める目的のための地域の開発途上国との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助及び技術移転の提供並びに次の事項を対象とする活動を含める。

- (a) 漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じてこの条約の対象となる漁業資源の保存及び管理の改善
- (b) 資源評価及び科学的調査
- (c) 監視、規制、監督、遵守及び取締り(地方の段階における訓練及び能力の開発、国の及び地域的なオブザーバー計画の開発、これらの計画に対する資金供与並びに技術取得及び設備利用の機会を含む)。

第二十二条 この条約の非締約国

1 締約国は、委員会の採択する保存管理措置が条約水域におけるすべての漁獲活動に適用されることを確保することを目的として、この条約の非締約国の船舶が条約水域において漁獲を行う場合には、当該非締約国に対し、この条約の締約国になることにより、又は委員会の採択する保存管理措置の適用に同意することにより、機関に十分協力するよう直接に又は委員会を通じて要請する。当該非締約国は、関連する資源に関する保存管理措置の遵守についての約束に応じ、漁場への参加による利益を享受する。

2 締約国は、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶が条約水域において漁獲操業に従事している場合には、締約国間で又は委員会を通じて当該船舶に関する情報を交換することができるとのし、また、当該船舶の活動及びこの条約の非締約国が漁獲に対してとる措置を委員会に通報する。委員会は、当該船舶の活動についての情報を、他の適当地域的又は小地域的機関又は枠組みと共有する。

3 締約国は、直接に又は委員会を通じ、この条約の非締約国の船舶が委員会の採択する保存管

理措置の実効性を損なう漁獲活動を行うことを抑止するため、国際法に合致し、及び必要かつ適当と認める措置をとることができる。

4 締約国は、保存管理措置を条約水域における漁獲活動にできる限り広範に事実上適用することを目的として、条約水域に漁船を有する漁業主体に対し、保存管理措置の実施について機関に十分協力するよう個別に又は共同して要請する。当該漁業主体は、資源に関する保存管理措置の遵守についての約束に応じて、漁場への参加による利益を享受する。

5 委員会は、この条約の非締約国に対し、委員会又は機関の補助機関の会合にオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

第二十三条 実施

1 委員会が採択する保存管理措置及び監督措置は、次の方式により締約国について拘束力を生ずる。

- (a) 事務局局長は、委員会によるこれらの措置の採択の後、すべての締約国に対し、当該措置を書面により速やかに通報する。
- (b) 当該措置は、当該措置に別段の定めがある場合を除くほか、委員会による当該措置の採択についての事務局による(a)の規定に基づく通報の後六十日で、すべての締約国について拘束力を生ずる。
- (c) いずれかの締約国が(a)に規定する通報の後六十日以内に措置を受諾することができない旨を委員会に通告した場合、当該締約国は、その通告により表明した範囲において当該措置に拘束されない。もつとも、他のすべての締約国は、委員会が別段の決定を行わない限り、当該措置に拘束される。

(d) (c)の規定に基づいて通告を行う締約国は、同時に当該通告を行う理由についての書面による説明及び、適当な場合には、当該締約国が実施しようとする代替的な措置についての提案を提出する。この説明は、特に、当該通

告が次のいずれの理由に基づくかを特定するものとする。

- (i) 当該締約国は、当該措置がこの条約に適合しないと認めるため
 - (ii) 当該締約国は、実行可能性の観点から、当該措置を遵守することができないため
 - (iii) 当該措置が当該締約国を法律上又は事実上不当に差別するものであるため
 - (iv) 他の特別な事情によるため
- (e) 事務局局長は、(c)及び(d)の規定に従って受領する通告及び説明の詳細をすべての締約国に速やかに送付する。

(f) いずれかの締約国が(c)及び(d)に規定する手続を援用した場合、委員会は、他のいずれかの締約国の要請により、当該措置を見直すために会合する。いずれの締約国も、その会合の時及びその会合の後三十日以内に、当該措置を受諾できなかった旨を委員会に通告する権利を有する。その通告が行われた場合には、当該締約国は、当該措置に拘束されない。

(g) いずれの締約国も、見直されるべき当該措置に必要とされることがある暫定的措置について(c)及び(d)に規定する手続が援用された後に勧告を行うために次条の規定に基づいて設置される特別の専門家委員会の開催を、(f)の規定に基づいて招集された見直しのための会合が結論に達するまでの間に要請することができる。3の規定に従う場合を除くほか、当該暫定的措置は、すべての締約国(c)及び(d)の規定に基づいて当該措置を受諾することができない旨を表明したものを除く。が当該暫定的措置がなければこの条約の対象となる資源の長期的な持続可能性が損なわれると合意する場合には、すべての締約国に対して拘束力を有する。

2 1に規定する手続を援用する締約国は、保存管理措置及び監督措置を受諾しない旨の通告を

いつでも撤回することができる。当該締約国は、これらの措置が既に効力を生じている場合には直ちに、その他の場合には当該措置がこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該措置に拘束される。

3 この条の規定は、紛争解決の他のあらゆる方法(この条に規定する手続を含む)が尽くされた場合において、次条に規定するこの条約の解釈又は適用に関する紛争の解決手続を援用する締約国の権利を害するものではない。

第二十四条 紛争解決

1 締約国は、紛争を防止するために協力する。

2 この条約の解釈又は実施に関して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、当該紛争を解決することを目的として、又は交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決若しくはこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により当該紛争が解決されることを目的として、これらの締約国間で協議を行う。

3 二以上の締約国間の紛争が技術的な性質を有し、かつ、これらの締約国間で当該紛争を解決することができない場合には、これらの締約国は、委員会がその第一回会合で採択する手続に従って設置される特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、関係締約国と協議し、及び紛争解決のための拘束力を有する手続によることなく、当該紛争を速やかに解決するよう努める。

4 紛争が、2に規定する協議の後合理的な期間内に解決に向けて付託されない場合又はこの条に規定する他の手段によつて合理的な期間内に解決されない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、千九百八十二年の条約第XV部に規定する紛争解決手続又は当該紛争が一以上のストラドルング資源に関するときは千九百九十五年の協定第VIII部の規定に従つて、拘束力を有する決定に付する。千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定の関連部

分は、紛争当事国がこれらの条約又は協定の締結国であるかを問わず、適用する。

5 この条の規定に従つて紛争が付託された裁判所又は専門家委員会は、関係する魚類資源の保存を確保することを目的として、この条約、千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定の関連規定、一般に認められた海洋生物資源の保存及び管理のための基準並びに千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定に適合する国際法の他の規則を適用する。

第二十五条 署名、批准、受諾及び承認
1 この条約は、二千一年四月二十日にナミビアのウイントフックにおいて、その後二千一年四月二十日の採択から一年の間は国際連合食糧農業機関本部において、二千一年四月二十日にウイントフックで開催された南東大西洋漁業機関に関する会合に参加したすべての国及び地域的な経済統合のための機関並びにその船舶が条約水域においてこの条約の対象となる漁業資源を漁獲しているか又はこの条約の採択に先立つ四年間に漁獲したことのあるすべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

2 この条約は、1に規定する国及び地域的な経済統合のための機関により、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合食糧農業機関事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

第二十六条 加入

1 この条約は、沿岸国並びにその船舶が条約水域においてこの条約の対象となる漁業資源を漁獲している他のすべての国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

2 この条約は、前条に規定する締約国としての資格を有する地域的な経済統合のための機関以外の地域的な経済統合のための機関であつて、その構成国の一以上からこの条約の対象となる

事項に関する権限の全部又は一部の委譲を受けたものによる加入のために開放しておく。そのような地域的な経済統合のための機関の加入については、委員会の作業への参加条件に関する委員会における協議の対象とする。

3 加入書は、寄託者に寄託する。この条約の効力発生の日の前に寄託者が受領する加入書は、この条約の効力発生の日の後三十日で効力を生ずる。

第二十七条 効力発生

この条約は、少なくとも一の沿岸国の文書を含む三番目の批准書、加入書、受諾書又は承認書が寄託者に寄託された日の後六十日で効力を生ずる。この条約は、その効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する国又は地域的な経済統合のための機関については、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条 留保及び除外

この条約については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第二十九条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関がこの条約の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、特にその国内法令をこの条約に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行つた国又は地域的な経済統合のための機関についてこの条約を適用するに当たり、この条約の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第三十条 他の協定との関係

この条約は、千九百八十二年の条約及び千九百八十二年の条約と両立する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

第三十一条 海域に関する主張

この条約のいかなる規定も、締約国が主張する水域の法的地位及び範囲に関し、当該締約国の主張又は立場に承認を与えるものではない。

第三十二条 改正

1 締約国は、この条約の改正をいつでも提案することができる。

2 改正案は、当該改正案の審議を提案する会合の少なくとも九十日前に書面により事務局長に通報する。事務局長は、当該改正案をすべての締約国に速やかに送付する。当該改正案は、締約国の過半数が当該改正案を議論するための特別会合の開催を要求する場合を除くほか、委員会の年次会合において審議する。特別会合は、九十日前までに通報することによつて開催することができる。

3 事務局長は、委員会が採択する改正をすべての締約国に速やかに送付する。

4 改正は、すべての締約国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十三条 脱退

1 締約国は、寄託者にあてた書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができるとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、脱退の効力に影響を及ぼすものではない。脱退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、寄託者がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 この条約からの締約国の脱退は、その脱退が効力を生ずる前に当該締約国が負つたこの条約に基づく財政的義務に影響を及ぼすものではない。

第三十四条 寄託者

1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合食糧農業機関事務局長とする。寄託者は、次のことを行う。

(a) この条約の署名国及びすべての締約国にこの条約の認証謄本を送付すること。

(b) この条約が効力を生じたときに、国際連合憲章第百二条の規定に従つて国際連合事務総長にこの条約を登録すること。

(c) この条約の署名国及びすべての締約国に次の事項を通報すること。

(i) 第二十五条及び第二十六条の規定に基づく批准書、加入書、受諾書及び承認書の寄託

(ii) 第二十七条の規定に基づくこの条約の効力発生の日

(iii) 第三十二条の規定に基づくこの条約の改正の効力発生

(iv) 前条の規定に基づくこの条約からの脱退
2 寄託者の任務に係る使用言語は、英語とする。

第三十五条 正文

この条約は、英語及びポルトガル語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて英語及びポルトガル語によるこの条約に署名した。

二千一年四月二十日にウイントフックで、英語及びポルトガル語により原本一通を作成した。

（署名欄は省略）

附属書

暫定的措置（南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の当初の暫定的措置を二千六年十月四日の委員会の決定により改正したもの）に関する保存措置

第七号（二千六年）

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締約国は、

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約が、条約水域において、締約国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に関する当該締約国による旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度の確立を予定していることを想起し、

南東大西洋漁業機関におけるこの制度が確立されるまでの間、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約附属書に規定する暫定的措置が適用されることに留意し、

締約国がその義務を効果的に履行することを可能とするため、南東大西洋漁業機関が必要な規制の遵守及び取締措置をとるべきであることを考慮して、

次のとおり協定した。

1 改正後の暫定的措置は、次のとおりとする。
許可を与えられた船舶に関する南東大西洋漁業機関の記録の作成

2 委員会は、この条約の対象となる種の漁獲を行う許可を与えられた漁船に関する南東大西洋漁業機関の記録を作成し、及び保持する。この措置の適用上、その記録に記載されていない漁船は、この条約の対象となる種について、漁獲を行い、船内に保持し、転載し、又は陸揚げする許可を与えられないものとみなし、その漁船は、違法な、報告されない又は規制に服しない漁獲(以下「IUU漁獲」という。)を行ってゐるものと判断される。
許可及び通報

3 各締約国は、条約水域において操業する許可を与えられる自国の船舶の表を、可能な場合には電子的手段により、二千七年七月一日までに、及びその後は毎年十二月一日までに事務局長に提出する。この表には、次の情報を含める。

(i) 船名、登録番号、従前の船名(判明している場合に限る。)及び船籍港
(ii) 従前の国旗(該当する場合に限る。)

(iii) 国際無線通信呼出符号(該当する場合に限る。)

(iv) 所有者の氏名及び住所
(v) 建造された場所及び時期
(vi) 船舶の種類
(vii) 長さ

(viii) 操業者(管理者)の氏名及び住所(該当する場合に限る。)

(ix) 漁法の種類
(x) 型深さ
(xi) 最大幅
(xii) 登録総トン数

4 各締約国は、最初の南東大西洋漁業機関の記録の作成の後、当該記録への追加、当該記録からの削除又は当該記録についての修正が生じたときはいつでも、それを速やかに事務局長に通報する。

5 事務局長は、南東大西洋漁業機関の記録を保持し、及び締約国により付された秘密の取扱いに係る要件の範囲内において、電子的手段(南東大西洋漁業機関のウェブサイトに掲載することを含む。)を通じ、その記録の公表を確保するための措置をとる。

6 各締約国は、次のことを行う。
(a) 自国の船舶がこの条約及びこの条約の保存管理措置に基づく当該船舶についての要件及び責任を果たすことができる場合に限り、当該船舶に対して条約水域において操業する許可を与えること。

(b) 自国の船舶が、関連するすべての南東大西洋漁業機関の保存管理措置を遵守することを確保するために必要な措置をとること。
(c) 南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶が、有効な船舶登録の証明書及び漁獲又は転載を行うための有効な許可証を船内に備え置くことを確保するために必要な措置をとること。

(d) 南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶が、過去にIUU漁獲の活動を行った事実を有しないよう、又は当該船舶がそのような事実を有するときは、その新たな所有者が、従前の所有者及び操業者が当該船舶について法律上、利益配分上若しくは財務上の利害関係若しくは支配を有していない旨を示す十分な証拠を提供するよう、若しくはすべての関連する事実を考慮した上で当該船舶がIUU漁獲に従事しておらず、若しくは関連を有していないよう確保すること。

(e) 南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶の所有者及び操業者が、条約水域において南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶が行う漁獲活動に従事しておらず、又は関連を有していないことを国内法に基づき可能な範囲内で確保するために必要な措置をとること。

(f) 南東大西洋漁業機関の記録に記載される船舶の所有者に対する規制及び懲戒措置を効果的に実施するため、当該所有者が旗国である締約国内の市民又は法人であることを国内法に基づき可能な範囲内で確保するために必要な措置をとること。

7 各締約国は、6の規定に従ってとる国内の行動及び措置(懲戒及び制裁措置を含む。)を検討し、その検討の結果を二千七年の委員会の会合時に、及びその後は毎年、開示に関する国内法に合致する方法により委員会に報告する。委員会は、その検討の結果を考慮しつつ、適当な場合には、南東大西洋漁業機関の記録に記載される船舶の旗国である締約国に対し、これらの船舶による南東大西洋漁業機関の保存管理措置の遵守を強化するため更なる行動をとることを要請する。

8 各締約国は、自国の関連法令に基づき、南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶がこの条約の対象となる種について、漁獲を行い、船内に保持し、転載し、及び陸揚げすること

を禁止するための措置をとる。

9 各締約国は、南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶が、条約水域においてこの条約の対象となる種の漁獲又は転載に従事していることを疑うに足りる合理的な根拠を示す事実関係に関する情報を事務局長に通報する。

船舶の文書

10 各締約国は、次のことを行う。

(a) 自国の漁船及び漁業調査船が、それぞれ、自国の権限のある当局が発給し、及び認証した文書を船内に備え置くよう確保すること。当該文書には、少なくとも次のものを含める。

(i) 登録書
(ii) 漁獲を行うための又は漁業調査活動に従事するための免許、承認又は許可及びこれらに付される条件
(iii) 船名
(iv) 船籍港及び登録番号

(v) 国際無線通信呼出符号(該当する場合に限る。)

(vi) 所有者及び該当する場合には備船者の氏名及び住所
(vii) 全長
(viii) 主たる推進機関の出力(キロワット数又は馬力)

(ix) すべての魚倉についての認証された図面又は説明書(立法フット又は立法メートルでの貯蔵能力を含む。)

(b) (a)に規定する文書を定期的に確認すること。
(c) (a)に規定する文書及び情報の修正が自国の権限のある当局により認証されることを確保すること。

漁船の標識
11 各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられる自国の漁船又は漁業調査船が、漁船の標識及び識別に関する国際連合食糧農業

機関の標準仕様その他の一般的に受け入れられている基準に従って、容易に当該漁船又は漁業調査船を識別できるような標識を付することを確保する。

漁具の標識

12 各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられる自国の漁船又は漁業調査船が使用する漁具に、標識を付することを確保する。

すなわち、海中に投げられる漁網、はえ縄及び漁具の端には、それらの位置及び範囲を表示するのに十分な、昼間用の旗又はレーザー反射器の付いた浮標及び夜間用の照明の付いた浮標を取り付ける。その照明は、視界が良好な場合において少なくとも二海里の距離から視認することができるとすべきである。水面を浮遊する浮標その他の類似の浮遊物であつて固定された漁具の位置を表示しようとするものは、いつでも、それらを使用する船舶の名称又は番号により明りように標示されるものとする。

漁獲活動に関する情報

13 各締約国は、自国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船のすべてが、ページ付きで製本された漁獲に関する操業日誌及び、適当な場合には、製品に関する操業日誌、貯蔵に関する計画書又は科学的調査に関する計画書を備え置くことを確保する。漁獲に関する操業日誌には、次の(a)から(c)までのものを含める。

(a) 毎回の条約水域への入域及びそこからの出域

(b) 種(付表一に規定する国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの)ごとの生魚重量(キログラム)での累積的な採捕量及び船内に保持する生魚重量(キログラム)での採捕量の割合

(c) 揚網ごとに、

(i) 生魚重量(キログラム)での種ごとの採捕量、船内に保持する生魚重量(キログラム)での種ごとの採捕量及び投棄された海洋生

物資源の種ごとの見積量(キログラム)

(ii) 漁具の種類(針数、刺網の長さ等)

(iii) 投網及び揚網を行った経緯度の座標

(iv) 投網及び揚網を行った日時(協定世界時)

(v) 日報の後、次の細目を速やかに操業日誌に記載する。

(i) 当該日報の送信の日時(協定世界時)

(ii) 無線送信の場合には、当該日報を送信する無線局の名称

(e) 採捕物を加工し、若しくは冷凍する漁獲活動に従事する漁船及び適当な場合には漁業調査船は、次のいずれかのことを行うものとする。

(i) 種(国際連合食糧農業機関3アルファ・コードの欄に掲げるもの)ごとに、生魚重量(キログラム)での累積的な生産量及び製品形態を製品に関する操業日誌に記録すること。

(ii) 漁船の船長が保持する貯蔵に関する計画書により種ごとの保管場所が特定されるような方法で、すべての加工された採捕物を貯蔵すること。

記録される数量は、船内に保持する数量と正確に合致するものとする。漁獲に関する操業日誌に記載される記録の原本は、漁船及び適当な場合には漁業調査船の船内に、少なくとも十二箇月間保管するものとする。

14 各締約国は、付表二に規定する仕様及び様式に従い、条約水域において採捕する種(付表一に掲げるもの)ごとの採捕量を四半期ごとに、トン単位で事務局長に報告する。その報告は、報告内容に該当する月を明示し、及び漁獲を行った四半期の末日の後三十日以内に提出する。事務局長は、暫定的な採捕量に関する統計の受領についての四半期ごとの期限の後十五日以内に、受領した情報を取りまとめ、締約国に送付する。

船舶監視システム(VMS)

15 各締約国は、条約水域において操業し、かつ、他の権限のある地域的な漁業機関の管理及び保存のための制度の対象とならない種の漁獲を行う自国の船舶が人工衛星による船舶監視システムを実施することを確保し、及び次のことを確保する。

(a) 自国を旗国とする漁船の位置を旗国として継続的に追跡することができるよう自国の漁業監視センター(FMC)(陸上を基地とするもの)に情報を自動的に通報することができると自律的システムを当該船舶が備えていること。

(b) 漁船の船内に備え付けられた人工衛星追跡装置により、当該漁船が次のデータを継続的に収集し、及び旗国の漁業監視センターにいつでも送信することができるようにすること。

(i) 当該漁船の識別

(ii) 当該漁船の最新の地理的位置(経緯度)。この場合において、誤差は五百メートル未満の範囲内で、かつ、信頼区間は九十九パーセントとする。

(iii) 当該漁船の位置が報告された日時

各旗国は、15(b)の規定に基づいて必要とされる通報について、漁業監視センターが船舶監視システムを通じて受信することを確保するために必要な措置をとる。

17 各旗国は、自国の旗を掲げる漁船の船長が、人工衛星追跡装置を常時稼働させ、並びに当該人工衛星追跡装置により15(b)に掲げるデータが収集され、及び少なくとも二時間ごとに自動的に送信されることを確実にを行うことを確保する。漁船に備え付けられた人工衛星追跡装置が技術的に故障し、又は稼働しない場合には、当該人工衛星追跡装置については、一箇月以内に修理又は交換を行わなければならない。この期間が経過した後、漁船の船長は、欠陥のある人

工衛星追跡装置を用いて漁獲のための航行を開始することを認められない。また、一箇月を超えて継続する漁獲のための航行期間中その装置が機能を停止し、又は技術的に故障した場合に、該当する船舶の入港後速やかに修理又は交換を行わなければならない。人工衛星追跡装置の修理又は交換が行われていない漁船は、漁獲のための航行を開始することを認められない。

18 各旗国は、欠陥のある追跡装置を備え付けている漁船が、少なくとも一日一回、15(b)に掲げるデータを含む報告を他の連絡手段(無線、ファクシミリ又はテレックス)で漁業監視センターに送付することを確保する。

19 各旗国は、14から17までの規定に従って必要とされる報告につき、その受信後できる限り速やかに、遅くとも漁業監視センターが報告及び通報を受信した後二十四時間以内に、当該報告の写しを事務局長に提供する。

20 各旗国は、事務局長に送信する報告及び通報が付表三に規定するデータの交換の様式に従っていることを確保する。

21 各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられ、かつ、漁獲に従事する自国の漁船及び漁業調査船が、船舶監視システム又は他の適当な方法で、自己の移動及び採捕量についての報告を当該締約国の権限のある当局及び、当該締約国が希望する場合には、事務局長に通報することを確保する。報告の時期及び内容については、次の(a)から(c)までの規定に従うものとする。

(a) 入域の報告

この報告は、条約水域に入る前十二時間以内に、かつ、六時間前までに行うものとし、また、当該報告には、入域の日、時刻、船舶の地理的位置及び船内の種(国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの)ごとの生魚重量(キログラム)での漁獲量

を含める。

(b) 採捕量の報告

この報告は、毎月末日に又は当該締約国の必要に応じより頻繁に、種(国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの)ごとに生体重量(キログラム)で行う。

(c) 出域の報告

この報告は、条約水域から出る前十二時間以内に、かつ、六時間前までに行うものとし、また、当該報告には、出域の日、時刻、船舶の地理的位置、漁獲日数及び条約水域における漁獲開始の後又は最後の採捕量の報告の後における種(国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの)の生体重量(キログラム)での採捕量を含める。資源評価に寄与するための科学的な監視及び情報収集

22 各締約国は、条約水域内において操業し、かつ、他の権限のある地域的な漁業機関の保存及び管理のための制度的対象となっていない種を漁獲対象種としている自国のすべての漁船が、資格を有する科学視察員を乗船させることを確保する。旗国は、関連するデータを科学委員会が指定する様式に従い事務局長に送付することを確認する。

23 各締約国は、自国の旗掲げる船舶に関し、条約水域から出た後三十日以内に22に規定する

データを提出することを義務付ける。当該締約国は、集計される前の個々のデータの秘密性を保持する必要性を考慮しつつ、可能な限り速やかに事務局長に情報の写しを提供する。

24 22及び23に規定するデータは、この暫定的措置の効力発生の後六箇月以内に、最大限可能な範囲で、旗国から適切に任命された視察員が収集し、及び検証する。

非締約国の船舶の視認
25 締約国の旗掲げる漁船は、条約水域において非締約国の旗掲げる船舶により行われている可能性のある漁獲活動に関する情報について、自己の旗国に報告するものとする。この情報には、特に次のものを含める。

- (a) 船名
- (b) 船舶の登録番号
- (c) 船舶の旗国
- (d) 視認した船舶に関するその他の関連する情報

26 各締約国は、この情報をできる限り速やかに事務局長に提出する。事務局長は、参考のために及び南東大西洋漁業機関の次の年次会合における検討のため、締約国にこの情報を送付する。

最終規定
27 南東大西洋漁業機関保存措置第一号(二千五年)は、この措置の効力発生の時に効力を失う。

付表一 魚種コード

国際連合食糧農業機関の3アルファ・コード		種	ラテン名
ALF		きんめだい	ベリシダエ科
HOM		まあじ	トラクルス属に属する種
MAC		さば	スコムベル属に属する種
ORY		ひうちだい	ホプロステス属に属する種
SKA		がんぎえい	ラジダエ科

付表二 採捕量についての報告の様式

SKH	さめ	セラチョモルフアイ目
EDR	くさかりつぽだい	プセウドペンタセロス属に属する種
CDL	やせむつ	エビゴヌス属に属する種
CGE	ディーブシー・レッド・クラブ	チャセオン・マリタエ
OCZ	たこ	オクトボジダエ科
SQC	いか	ロリギニダエ科
TOP	めろ	デイソステイクス・エレギノイデス
HKC	ハイク	メルルシウス属に属する種
WRF	レックフィッシュ	ポリプリオン・アメリカヌス
ORD	おおめまとうだい	オレソマチダエ科

条約水域における採捕量に関する「報告」

種	データの要素		注釈
	分野符号	必須(M)/選択(O)	
	記録の開始	SR	システムの詳細 記録の開始を示す。
	あて先	AD	通報の詳細 送付先XSEは南東大西洋漁業機関を示す。
	送付元	FR	通報の詳細 報告を送信する締約国
	記録番号	RN	通報の詳細 該当する年の通報の一連番号
	記録日	RD	通報の詳細 送信の日付
	記録時刻	RT	通報の詳細 送信の時刻
	通報の種類	TM	通報の詳細 通報の種類REPは、漁業資源の暫定的な採捕量に関する月別統計の報告を示す。
	年月	YM	報告の詳細 報告に係る年月
	関連水域	RA	報告の詳細 採捕が行われた小水域
	採捕量	CA	報告の詳細 該当する締約国の船舶が、条約水域において採捕した種ごとの総採捕量。必要に応じ、複数の種についてまとめて報告すること認める。
M		O	国際連合食糧農業機関の魚種コード

生魚重量		M	トン（二トン未満の端数は四捨五入する。）
累積採捕量	C C		報告の詳細 報告が行われる年の始めからの種ごとの総採捕量。必要に応じ、複数の種についてまとめて報告することを認める。
種			国際連合食糧農業機関の魚種コード
生魚重量		M M	トン（二トン未満の端数は四捨五入する。）
記録の終了	E R	M	システムの詳細 記録の終了を示す。

各データの送信は、次の方法に基づく。

ダブル・スラッシュ(//)及び「SR」の文字は、通報の開始を示す。

ダブル・スラッシュ(//)及び分野符号は、データの要素の開始を示す

シングル・スラッシュ(/)は、分野符号とデータとを分離する。

「ER」の文字の後のダブル・スラッシュ(//)は、記録の終了を示す。複数のデータをまとめて報告する場合には、空欄によって分離する。

付表三 船舶監視システムにおける報告の様式

旗国の漁業監視センターが探知する条約水域における位置の報告であつて最初に送信されるものについては、「E N T」をもつて明示する。その後のすべての位置の報告については、「P O S」をもつて明示する。ただし、条約水域外において最初に特定される位置の報告については、「E X I」をもつて明示する。

事務局は、旗国が要求する場合には、「R E T」をもって明示する返信通報を用いてすべての電子的報告の受信を確認する。

通報の配列は次のとおりとする。

報告	分野符号	注 釈
入域	ENT	条約水域内にあると探知される船舶からの最初の位置の報告
位置	POS	二時間ごとの位置の報告
出域	E XI	条約水域外にあると探知される船舶からの最初の位置の報告

前記によつて明示される報告には、次の情報を含める

データの要素	分野符号	必須(M)／選択(O)	注釈
記録の開始	S R	M	システムの詳細 記録の開始を示す。
あて先	A D	M	通報の詳細 送付先 南東大西洋漁業機関事務局(X S E)
通報の種類	T M	M	通報の詳細及び種類 入域、位置又は出域に依じて、E N T、P O S又はE X Iを適宜表示する。

無線通信呼出符 号	航行番号	船名	国内参照番号	外部登録番号	緯度(小数点以下第一位まで)	経度(小数点以下第一位まで)	日付	時刻	記録の終了
R C	T N	N A	I R	X R	L T	L G	D A	T I	E R
M	O	O	O	O	M	M	M	M	M
船舶の登録の詳細 国際無線通信呼出符号	活動の詳細 該当する年の漁獲のための航行の一連番号	船舶の登録の詳細 船名	船舶の登録の詳細 旗国における固有の船舶番号。旗国のISO—3コードの後に番号を記入する。	船舶の登録の詳細 船舶のサイド番号	活動の詳細 送信時の船舶の位置	活動の詳細 送信時の船舶の位置	通報の詳細 送信の日付	通報の詳細 送信の時刻	システムの詳細 記録の終了を示す。

各データの送信は、次の方法に基づく。

ダブル・スラッシュ(//)及び「SR」の文字は、通報の開始を示す。

ダブル・スラッシュ(//)及び分野符号は、データの要素の開始を示す

シングル・スラッシュ(/)は、分野符号とデータとを分離する

複数のデータをまとめて報告する場合には、空欄によつて分離する

「ER」の文字の後のダブル・スラッシュ(//)は、記録の終了を示す

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛省の職員給与等に関する法律等の
部を改正する法律

(正) (防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改

第一条 防衛省の職員との給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中「第十一条の十第一項第二号」を「第十一条の十第一項第二号」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十二」に、「百分の百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

第二十五条第三項中、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十二」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条－第五条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	円 192,800	円 330,600
	2	194,500	332,900
	3	196,200	335,200
	4	197,900	337,500
	5	199,700	339,800
	6	201,400	342,100
	7	203,100	344,400
	8	204,800	346,700
	9	206,600	348,900
	10	208,500	351,100
	11	210,400	353,300
	12	212,300	355,500
	13	214,000	357,700
	14	216,000	359,700
	15	218,000	361,800
	16	220,000	363,900
	17	221,900	365,900
	18	224,600	367,900
	19	227,300	369,900
	20	230,000	371,900
	21	232,800	374,000
	22	235,700	376,000
	23	238,600	378,000
	24	241,500	380,000
	25	244,300	381,900
	26	247,100	383,900
	27	249,900	385,900
	28	252,700	387,900
	29	255,500	389,800
	30	258,100	391,800
	31	260,700	393,800
	32	263,300	395,800
	33	265,700	397,700
	34	268,300	399,400
	35	270,800	401,200
	36	273,300	403,000
	37	275,800	404,600
	38	278,400	406,200
	39	281,000	407,800
	40	283,600	409,400
	41	286,100	411,100
	42	288,700	412,700
	43	291,200	414,300
	44	293,700	415,900
	45	296,000	417,600
	46	298,700	419,200
	47	301,400	420,800
	48	304,100	422,400

再任用職員以外の職員	49	306,600	424,100
	50	309,100	425,700
	51	311,600	427,300
	52	314,100	428,900
	53	316,500	430,600
	54	318,700	432,200
	55	320,900	433,800
	56	323,100	435,400
	57	325,400	437,100
	58	327,600	438,700
	59	329,800	440,200
	60	331,900	441,800
	61	334,100	443,500
	62	336,300	445,100
	63	338,500	446,700
	64	340,700	448,300
	65	342,900	450,000
	66	345,100	451,600
	67	347,300	453,200
	68	349,500	454,800
	69	351,500	456,400
	70	353,600	458,000
	71	355,700	459,600
	72	357,800	461,200
	73	359,800	462,700
	74	361,800	463,700
	75	363,800	464,700
	76	365,700	465,700
	77	367,700	466,500
	78	369,400	
	79	371,100	
	80	372,800	
	81	374,500	
	82	376,000	
	83	377,500	
	84	379,000	
	85	380,500	
	86	382,000	
	87	383,500	
	88	385,000	
	89	386,500	
	90	387,900	
	91	389,300	
	92	390,700	
	93	392,200	
	94	393,500	
	95	394,800	
	96	396,100	
	97	397,500	
	98	398,600	
	99	399,700	
	100	400,800	
	101	401,900	
	102	403,000	

	103	404, 100	
	104	405, 200	
	105	406, 100	
	106	407, 100	
	107	408, 100	
	108	409, 100	
	109	410, 000	
	110	410, 900	
	111	411, 800	
	112	412, 700	
	113	413, 400	
	114	414, 200	
	115	415, 000	
	116	415, 800	
	117	416, 600	
	118	417, 400	
	119	418, 100	
	120	418, 900	
	121	419, 700	
	122	420, 200	
	123	420, 700	
	124	421, 200	
	125	421, 600	
	126	422, 100	
	127	422, 600	
	128	423, 100	
	129	423, 500	
	130	424, 000	
	131	424, 500	
	132	425, 000	
	133	425, 400	
	134	425, 900	
	135	426, 400	
	136	426, 900	
	137	427, 300	
再 任 用 職 員		278, 900	337, 300

41	604,200	557,500	522,500	483,200	446,100	414,700	351,900	320,800	299,600	299,000	293,200	285,900	270,100
42	605,500	558,700	523,400	484,100	448,200	416,900	354,000	322,900	301,600	300,900	295,100	287,600	271,600
43	606,800	559,900	524,300	485,000	450,300	419,100	356,100	325,000	303,600	302,800	297,000	289,400	273,100
44	608,100	561,100	525,200	486,900	452,400	421,300	358,200	327,100	305,600	304,700	298,900	291,200	274,600
45	609,200	562,200	526,200	486,900	454,400	423,400	360,200	329,000	307,500	306,500	300,700	292,800	276,200
46			527,100	487,800	456,200	425,500	362,100	331,200	309,500	308,400	302,600	294,600	277,700
47			528,000	488,700	458,000	427,600	364,000	333,400	311,500	310,300	304,300	296,400	279,200
48			529,900	489,600	459,800	429,700	365,900	335,600	313,500	312,200	306,400	298,200	280,700
49			529,800	490,600	461,600	431,900	367,900	337,600	315,400	313,900	308,100	307,900	282,200
50			530,700	491,500	462,900	433,300	369,900	339,700	317,400	315,800	310,000	309,800	283,900
51			531,600	492,400	464,200	434,700	371,900	341,800	319,400	317,700	311,900	311,700	285,600
52			532,500	493,300	465,500	436,100	373,900	343,900	321,400	319,600	313,800	313,600	287,300
53			533,300	494,300	466,600	437,500	375,900	345,800	323,300	321,300	315,500	315,300	288,900
54			534,200	495,200	467,900	438,600	377,800	347,800	325,300	323,200	317,300	317,100	290,400
55			535,100	496,100	469,200	439,700	379,700	349,800	327,300	325,100	319,100	318,900	291,900
56			536,000	497,000	470,500	440,800	381,600	351,800	329,300	327,000	320,900	320,700	293,400
57		536,800	498,000	471,800	441,800	441,800	383,400	353,800	331,400	328,800	322,800	322,500	295,000
58			498,900	472,800	442,800	442,800	385,300	355,600	333,400	330,800	324,600	324,300	296,500
59			499,800	473,800	443,800	443,800	387,200	357,400	335,400	332,800	326,400	326,100	298,000
60			500,700	474,800	444,800	444,800	389,100	359,200	337,400	334,800	328,200	327,900	299,500
61			501,700	475,800	445,700	445,700	391,000	361,000	339,300	336,700	330,100	329,700	300,900
62			502,600	476,800	446,500	446,500	392,800	362,800	341,300	338,700	332,100	331,600	302,200
63			503,500	477,800	447,300	447,300	394,600	364,600	343,300	340,700	334,100	333,500	303,500
64			504,400	478,800	448,100	448,100	396,400	366,400	345,300	342,700	336,100	335,400	304,800
65			505,400	479,700	449,000	449,000	398,300	368,100	347,300	344,700	338,000	337,200	306,100
66			506,300	480,600	449,800	449,800	400,100	370,000	349,200	346,500	339,800	339,000	307,300
67			507,200	481,500	450,700	450,700	401,900	371,900	351,100	348,300	341,600	340,600	308,500
68			508,100	482,400	451,400	451,400	403,700	373,800	353,000	350,100	343,400	342,300	309,700
69			509,100	483,100	452,100	452,100	405,300	375,500	354,700	351,800	345,100	344,000	310,800
70			510,000	484,000	453,000	453,000	406,800	377,400	356,500	353,600	346,900	345,800	311,700
71			510,900	484,900	453,900	453,900	408,300	379,300	358,300	355,400	348,700	347,600	312,600
72			511,800	485,800	454,800	454,800	409,800	381,200	360,100	357,200	350,500	349,400	313,500
73			512,800	486,700	455,500	455,500	411,200	382,900	361,800	359,100	352,300	351,000	314,300
74			513,700	487,600	456,400	456,400	412,500	384,800	363,700	360,900	354,100	352,800	314,300
75			514,600	488,500	457,300	457,300	413,800	386,700	365,600	362,700	355,900	354,600	314,300
76			515,500	489,400	458,200	458,200	415,100	388,600	367,500	364,500	357,700	356,400	314,300
77			516,500	490,300	459,000	459,000	416,300	390,300	369,300	366,300	359,500	358,000	314,300
78			517,400	491,200	459,900	459,900	417,400	392,100	371,100	368,100	361,100	359,800	314,300
79			518,300	492,100	460,800	460,800	418,500	393,900	372,900	369,900	362,900	361,600	314,300
80			519,200	493,000	461,700	461,700	419,600	395,700	374,700	371,700	364,700	363,400	314,300
81			520,200	493,800	462,400	462,400	420,800	397,400	376,400	373,500	366,500	365,000	315,000
82			494,700	463,300	421,600	421,600	399,100	378,200	375,200	375,200	368,200	366,600	352,600
83			495,600	464,200	422,400	422,400	400,800	380,000	376,900	376,900	369,900	368,200	354,200
84			496,500	465,100	423,200	423,200	402,500	381,800	378,600	378,600	371,600	369,800	355,800
85			497,200	465,800	424,100	424,100	404,200	383,500	380,200	380,200	373,200	371,500	357,200
86			498,100	466,700	425,000	425,000	405,700	385,200	381,900	381,900	374,900	373,000	358,600
87			499,000	467,600	425,700	425,700	407,200	386,900	383,600	383,600	376,600	374,500	359,000
88			499,900	468,500	426,500	426,500	408,700	388,600	385,300	385,300	378,300	376,000	361,400
89			500,600	469,200	427,400	427,400	410,000	390,300	386,800	386,800	379,800	377,600	362,800
90			501,500	470,100	428,300	428,300	411,200	392,000	388,400	388,400	381,400	379,200	364,200
91			502,400	471,000	429,200	429,200	412,400	393,700	390,000	390,000	383,000	380,800	365,600
92			503,300	471,900	430,100	430,100	413,600	395,400	391,600	391,600	384,600	382,400	367,000

主任委員以外議員

93	504,000	472,600	431,100	414,900	397,000	393,100	386,000	384,100	368,400
94	504,900	473,500	431,900	415,900	398,700	394,800	387,700	385,600	369,600
95	505,800	474,400	432,700	416,900	400,400	396,500	389,400	387,100	370,800
96	506,700	475,300	433,500	417,900	402,100	398,200	391,100	388,600	372,000
97	507,400	476,000	434,400	418,900	403,700	399,700	392,600	390,200	373,300
98	476,900	435,200	419,800	405,100	401,000	393,900	391,400	374,300	
99	477,800	436,000	420,700	406,500	402,300	395,200	392,600	375,300	
100	478,700	436,800	421,600	407,900	403,600	396,500	393,800	376,300	
101	479,400	437,700	422,600	409,200	405,000	397,900	395,000	377,400	
102	480,300	438,500	423,500	410,300	406,100	399,000	396,000	378,300	
103	481,200	439,300	424,400	411,400	407,200	400,100	396,900	379,200	
104	482,100	440,100	425,300	412,500	408,300	401,200	397,700	380,100	
105	482,800	441,000	426,000	413,500	409,300	402,200	398,400	381,100	
106	441,800	426,900	414,500	415,500	410,400	403,300	399,400	382,000	
107	442,600	427,800	415,500	411,500	411,500	404,400	400,400	382,900	
108	443,400	428,700	416,500	412,600	412,600	405,500	401,400	383,800	
109	444,100	429,700	417,600	413,700	413,700	406,500	402,300	384,800	
110	445,000	418,500	414,700	414,700	414,700	407,500	403,200	385,700	
111	445,900	419,400	415,700	415,700	415,700	408,500	404,100	386,600	
112	446,800	420,300	416,700	416,700	416,700	409,500	405,000	387,500	
113	447,500	421,300	417,700	417,700	417,700	410,300	405,900	388,500	
114	448,300	422,300	418,800	418,800	418,800	411,300	406,800		
115	449,100	423,300	419,900	419,900	419,900	412,300	407,700		
116	449,900	424,300	421,000	421,000	421,000	413,300	408,600		
117	450,800	425,300	421,900	421,900	421,900	414,100	409,500		
118	451,600	426,200	422,900	422,900	422,900	415,000	410,400		
119	452,400	427,100	423,800	423,800	423,800	415,900	411,300		
120	453,200	428,000	424,900	424,900	424,900	416,800	412,200		
121	454,100	429,700	425,700	425,700	425,700	417,700	412,900		
122	454,900	429,700	426,600	426,600	426,600	418,600	413,800		
123	455,700	430,500	427,500	427,500	427,500	419,500	414,700		
124	456,500	431,300	428,400	428,400	428,400	420,400	415,600		
125	457,400	432,200	429,300	429,300	429,300	421,300	416,300		
126	458,200	433,100	430,200	430,200	430,200	422,200	417,200		
127	459,000	434,000	431,100	431,100	431,100	423,100	418,100		
128	459,800	434,900	432,000	432,000	432,000	424,000	419,000		
129	460,700	435,700	432,800	432,800	432,800	424,700	419,700		
130	447,100	436,600	433,700	433,700	433,700	425,600			
131	447,900	437,500	434,600	434,600	434,600	426,500			
132	448,700	438,400	435,500	435,500	435,500	427,400			
133	449,600	439,100	436,200	436,200	436,200	428,100			
134	450,400	439,900	437,100	437,100	437,100	429,000			
135	451,200	440,700	438,000	438,000	438,000	429,900			
136	452,000	441,500	438,900	438,900	438,900	430,800			
137	452,900	442,400	439,600	439,600	439,600	431,500			
138	443,200	443,200	440,500	440,500	440,500	432,400			
139	444,000	444,000	441,400	441,400	441,400	433,300			
140	444,800	444,800	442,300	442,300	442,300	434,200			
141	445,700	445,700	443,000	443,000	443,000	434,900			
142	446,500	446,500	443,800	443,800	443,800				
143	447,300	447,300	444,600	444,600	444,600				
144	448,100	448,100	445,400	445,400	445,400				

附則別表(附則第四条関係)

俸給表		職務の級又は階級	号俸
自衛隊教官俸給表		一級	一号俸から三十二号俸まで
		一等陸尉	一号俸から十六号俸まで
		一等海尉	
		一等空尉	
		二等陸尉	一号俸から二十八号俸まで
		二等海尉	
		二等空尉	
		三等陸尉	一号俸から三十六号俸まで
		三等海尉	
		三等空尉	
		准陸尉	一号俸から三十六号俸まで
		准海尉	
		准空尉	
		陸曹長	一号俸から三十六号俸まで
		海曹長	
		空曹長	
		一等陸曹	一号俸から三十六号俸まで
		一等海曹	
		一等空曹	
		二等陸曹	一号俸から四十号俸まで
		二等海曹	
		二等空曹	
		三等陸曹	一号俸から四十八号俸まで
		三等海曹	
		三等空曹	
		陸士長	一号俸から三十三号俸まで
		海士長	
		空士長	
		一等陸士	一号俸から十三号俸まで
		一等海士	
		一等空士	
		二等陸士	

自衛官俸給表

二等海士 二等空士	一号俸から九号俸まで
三等陸士 三等海士 三等空士	一号俸